

1-383-1

環境影響評価書案の概要

—世田谷清掃工場建替事業—

令和6年9月

東京二十三区清掃一部事務組合

目 次

1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	1
2 対象事業の名称及び種類	1
3 対象事業の内容の概略	1
4 対象事業の目的及び内容	2
4.1 事業の目的	2
4.2 事業の内容	2
4.3 施工計画及び供用計画	11
4.4 環境保全に関する計画等への配慮の内容	21
4.5 事業計画の策定に至った経過	22
5 環境影響評価の項目	23
5.1 選定した項目	23
6 環境に及ぼす影響の内容及び程度並びにその評価	26
6.1 大気汚染	26
6.2 悪臭	43
6.3 騒音・振動	46
6.4 土壌汚染	57
6.5 地盤	60
6.6 水循環	63
6.7 日影	66
6.8 電波障害	68
6.9 景観	69
6.10 廃棄物	72
6.11 温室効果ガス	74
7 対象事業の実施が環境に影響を及ぼすおそれのある地域を管轄する特別区又は市町村の名称及びその地域の町名	76
8 調査計画書の修正の経過及びその内容	78
8.1 調査計画書審査意見書に記載された知事の意見	78
8.2 調査計画書に対する都民の意見書及び周知地域区長の意見の概要	80

9 その他	83
9.1 対象事業に必要な許認可等及び根拠法令	83
9.2 調査等を実施した者並びにその委託を受けた者の名称、代表者の氏名 及び主たる事務所の所在地	83
9.3 評価書案を作成するにあたって参考とした資料の目録	84

1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称 : 東京二十三区清掃一部事務組合
代表者 : 管理者 吉住 健一
所在地 : 東京都千代田区飯田橋三丁目5番1号

2 対象事業の名称及び種類

事業の名称 : 世田谷清掃工場建替事業
事業の種類 : 廃棄物処理施設の設置

3 対象事業の内容の概略

世田谷清掃工場建替事業（以下「本事業」という。）は、東京都世田谷区大蔵一丁目1番1号に位置する既存の世田谷清掃工場（平成20年3月しゅん工、焼却炉300トン/日（150トン/日・炉×2炉）、灰溶融炉120トン/日（60トン/日・炉×2炉））の建替えを行うものである。

対象事業の概略は、表3-1に示すとおりである。

表 3-1 対象事業内容の概略

所在地	東京都世田谷区大蔵一丁目1番1号
敷地面積	約 30,000m ²
工事期間	令和8年度から令和14年度（予定）
工場稼働年度	令和14年度（予定）
処理能力	可燃ごみ 600トン/日 (300トン/日・炉×2炉)
主な建築物等	工場棟 (一部鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造) 高さ：約 37.0m
	煙突 外筒：鉄筋コンクリート造 内筒：ステンレス製 地上高：約 100m

4 対象事業の目的及び内容

4.1 事業の目的

東京二十三区清掃一部事務組合（以下「清掃一組」という。）は、一般廃棄物の中間処理を23区が共同で行うために設置した特別地方公共団体である。ごみの収集、運搬は23区が実施し、最終処分は東京都に委託し埋立処分場に埋め立てており、それぞれの役割分担の中で、清掃一組は23区や東京都と連携して清掃事業を進めている。

清掃一組では「一般廃棄物処理基本計画（令和3年2月改定）」（以下「一廃計画」という。）を策定しており、循環型ごみ処理システムの推進に向け、安定的かつ効率的な全量中間処理体制を確保するために計画的な施設整備の推進を行うこととし、可燃ごみの全量焼却体制を維持しつつ、稼働年数の長い工場の建替えを進めている。

一廃計画は、ほぼ5年ごと改定され、令和3年2月の改定では、計画期間を令和3年度から令和16年度までとしている。施設整備計画の策定に当たっては、ごみ排出原単位等実態調査等の結果から長期的なごみ量や中間処理量を予測し、これに基づいて設備の定期補修、故障等による停止及び可燃ごみの季節変動に対応できる焼却余力を確保した上で、耐用年数及び整備期間を考慮するとともに、令和17年度以降の工事予定や焼却余力を見据え、稼働年数の長い工場の建替えを進めてごみの確実な処理体制を維持することとしている。

現在の世田谷清掃工場は、建設から16年を経過したところであるが、現行のガス化溶融炉の耐用年数、整備手法などを検討した結果、20年程度稼働し、その後建て替える整備手法が優位となった。このことから、世田谷清掃工場では令和8年度から建て替えることとした。

あわせて、清掃工場の施設規模は、将来の安定的な全量処理体制を確保するため、600トン/日とする。

4.2 事業の内容

4.2.1 位置及び区域

対象事業の位置は図4.2-1に示すとおりである。

計画地は、都立砧公園の北側に位置しており、また、環状八号線に隣接した敷地面積約30,000m²の区域である。



凡例

- : 計画地
- : 都県界
- ≡≡≡ : 私鉄線
- (Blue) : 高速自動車国道
- (Light Blue) : 都市高速道路
- (Red) : 一般国道
- (Green) : 主要地方道
- (Orange) : 特例都道

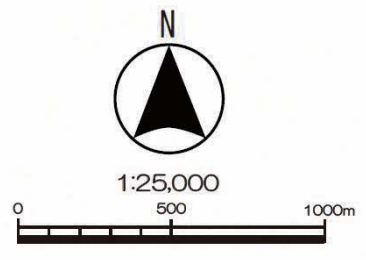


図 4.2-1 対象事業の位置

4.2.2 計画の内容

本事業は、既存の清掃工場を解体・撤去し、最新の設備を有する清掃工場を建設するものである。

工事完了後の主な施設としては、工場棟、付属施設及び煙突がある。

4.2.2.1 施設計画

既存及び工事完了後の施設概要は、表 4.2-1 及び表 4.2-2 に示すとおりである。

工場棟の高さは、既存の約 31.0m から工事完了後は約 37.0m とする。ただし、「東京都市計画高度地区（世田谷区決定）に規定する絶対高さ制限の特例に係る区長の認定及び許可に関する基準」（平成 31 年 3 月 29 日付け 30 世建調第 450 号）に基づく絶対高さ制限の特例を受けるため、市街地環境の向上に資する建築物の特例について同基準第 4 条に定める整備基準 2 を満たすこととし、第 5 条に定めるとおり絶対高さの上限を 31m から、37.0m まで緩和を受けることとする。その上で、北側の高層住宅や南側の砧公園等、周辺環境との調和を図り、圧迫感を抑えるよう配慮する計画としていく。

また、工事完了後の煙突は、既存のものと同じ高さ約 100m とし、ステンレス製の内筒 2 本及び脱臭設備の排気筒 1 本を鉄筋コンクリート造の外筒に収めるものとする。

表 4.2-1 既存及び工事完了後の施設概要（構造等）

施設区分		既存	工事完了後
敷地地盤（GL）		T.P. 約 +40.6m	T.P. 約 +40.6m
工場棟	構造	鉄骨造 （一部鉄筋コンクリート造、 鉄骨鉄筋コンクリート造）	鉄骨造 （一部鉄筋コンクリート造、 鉄骨鉄筋コンクリート造）
	高さ	約 31.0m	約 37.0m
	深さ	約 19.1m （ごみバンカ深さ：約 12.5m）	約 25.0m （ごみバンカ深さ：約 22.0m）
付属施設		計量棟、洗車棟ほか	計量棟、洗車棟ほか
煙突	構造	外筒：鉄筋コンクリート造 内筒：ステンレス製	外筒：鉄筋コンクリート造 内筒：ステンレス製
	高さ	約 100m	約 100m

注) [T.P.] = [A.P.] - 1.1344

建築面積については、既存が約 9,982m²、工事完了後が約 11,573m²となる。

なお、駐車場は27台（普通車両22台、車いす用1台、大型バス3台、荷おろし1台）分を設ける。

施設計画は図 4.2-2 に示すとおりである。また、完成予想図は図 4.2-3 に示すとおりである。

表 4.2-2 既存及び工事完了後の施設概要（建築面積）

施設区分	既存	工事完了後
工場棟	約 9,590m ²	約 11,375m ²
附属施設	約 392m ²	約 198m ²
合計面積	約 9,982m ²	約 11,573m ²
建蔽率	32.5%	約 37.7%
容積率	108.4%	約 108.9%



凡 例

- : 計画地
- : 工場棟
- : 待機所・洗車棟
- : 煙突
- : 緑地
- : 既存工場棟

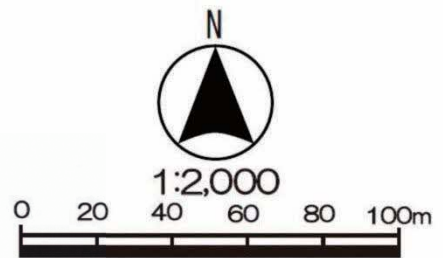


図 4.2-2 施設計画図



図4.2-3 完成予想図（南東側）

4.2.2.2 設備計画

(1) 設備概要

既存及び工事完了後の各設備概要は表4.2-3(1)、施設の稼働に伴う煙突の排出ガスの諸元は表4.2-3(2)、施設の稼働に伴う煙突排出ガス汚染物質の排出濃度及び排出量は表4.2-3(3)に示すとおりである。

また、ごみを清掃工場に受け入れてから、灰として搬出するまでの清掃工場の全体処理フローを図4.2-4に示す。

表 4.2-3(1) 設備概要 (既存・工事完了後)

項目		既存	工事完了後
施設規模	焼却炉	300 トン/日 (150 トン/日・炉×2 炉)	600 トン/日 (300 トン/日・炉×2 炉)
	灰溶融炉	120 トン/日 (60 トン/日・炉×2 炉)	—
処理能力		300 トン/日	600 トン/日
ごみ処理	処理方式	全連続式ガス化溶融炉 (流動床式)	全連続燃焼式火格子焼却炉
	処理対象物	可燃ごみ	可燃ごみ
灰処理	処理方式	電気加熱式灰溶融炉	—
	処理対象物	主灰及び飛灰の混合灰	—
排ガス処理設備		ろ過式集じん器、洗煙設備、 触媒反応塔等	ろ過式集じん器、 触媒反応塔等
煙突		外筒：鉄筋コンクリート造 内筒：ステンレス製	外筒：鉄筋コンクリート造 内筒：ステンレス製
運転計画		1 日 24 時間の連続運転	1 日 24 時間の連続運転

表 4.2-3 (2) 施設の稼働に伴う煙突排出ガスの諸元 (2 炉合計)

項目	諸元
煙突高さ	約 100m
湿り排出ガス量	224,900 m ³ N/時 ^{注1)}
乾き排出ガス量	219,900 m ³ N/時 ^{注2)}
排出ガス温度	190 °C

注1) m³N/時とは、0 °C、1 気圧の標準状態に換算した 1 時間あたりの排出ガス量を示す。また、水分率 20%、O₂10%の値を示した。

注2) 乾き排出ガス量は、O₂12%換算値を示す。

表 4.2-3(3) 施設の稼働に伴う煙突排出ガス汚染物質の排出濃度及び排出量

項目	排出濃度	排出量（2炉合計）
硫黄酸化物	10ppm	2.20m ³ N/時
ばいじん ^{注1)}	0.01g/m ³ N	2.20kg/時
窒素酸化物	50ppm	11.00m ³ N/時
ダイオキシン類 ^{注2)}	0.1ng-TEQ/m ³ N	22.00μg-TEQ/時
塩化水素	10ppm	2.20m ³ N/時
水銀 ^{注3)}	30μg/m ³ N	6.60g/時

注1) ろ過式集じん器により粒径10μmを超える粒子は除去されるため、煙突から排出されるばいじんは、浮遊粒子状物質（粒径10μm以下のばいじん）として計算した。

注2) ダイオキシン類の排出濃度は、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく大気排出基準を示す。

注3) 水銀の排出濃度は、大気汚染防止法に基づく大気排出基準を示す。

注4) 注2、注3以外の項目は、設定した排出濃度を用いた。

注5) 排出濃度はO₂12%換算値を示す。

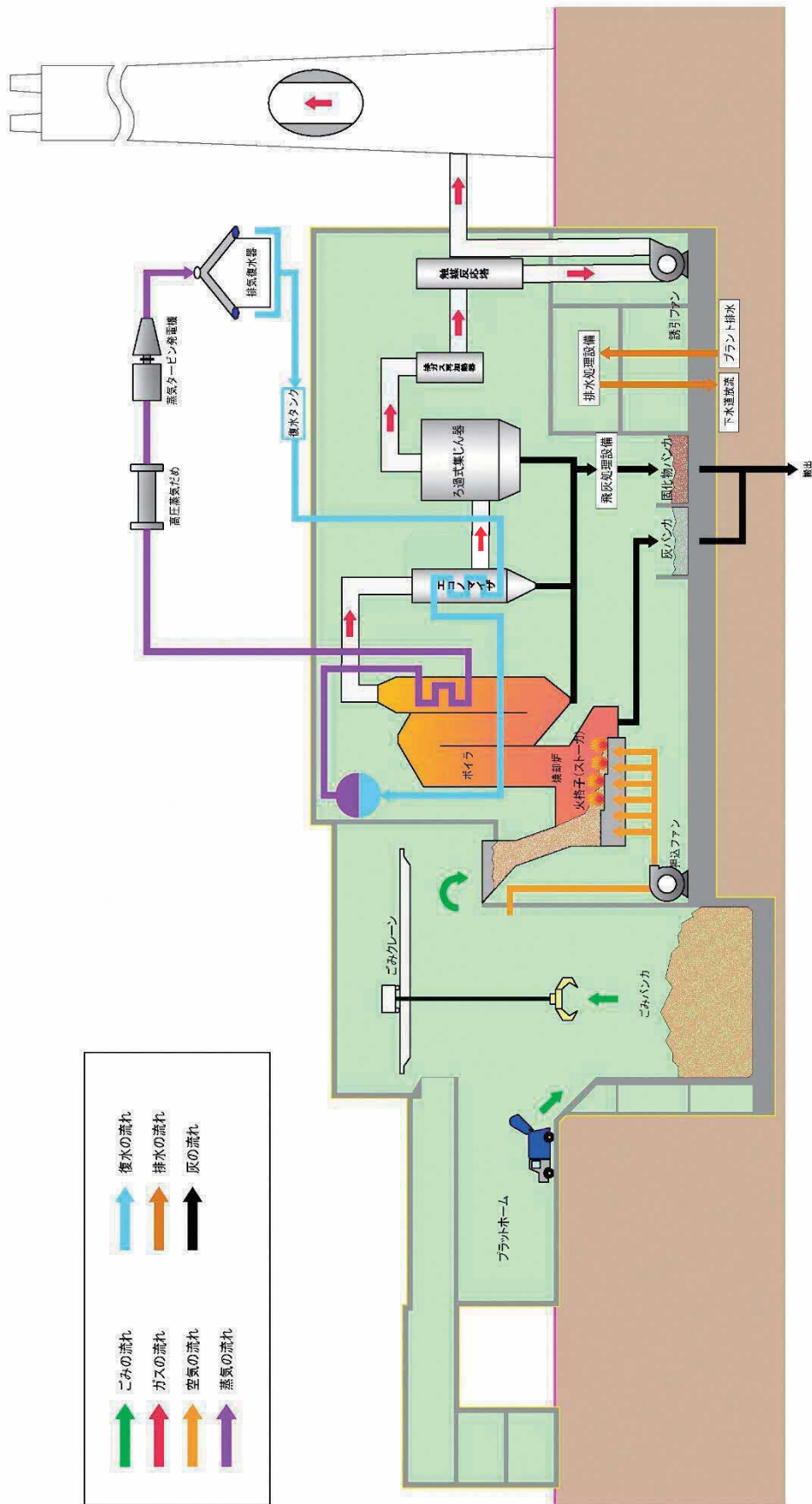


図 4.2-4 全体処理フロー（模式図）

4.3 施工計画及び供用計画

4.3.1 施工計画

4.3.1.1 工事工程の概要

工事は令和8年度に着手し、工事期間は72か月を予定している。工事工程を表4.3-1に示す。

なお、作業時間は、原則として午前8時から午後6時まで（ただし、工事のための出入り、準備及び後片付けを除く。）とし、原則、日曜日及び祝日は作業を行わない。

既存及び工事完了後の施設概要は、表4.2-1及び表4.2-2に示すとおりである。

表 4.3-1 工事工程（予定）

事業年度 主要工程	令和						
	8年	9年	10年	11年	12年	13年	14年
準備工事	■						
解体工事・土工事	■	■	■	■			
く体・プラント工事				■	■	■	
外構工事						■	
試運転							■

4.3.1.2 工事の概要

工事の主な工種とその概要は、以下のとおりである。

(1) 準備工事

本事業の実施にあたり、工事作業区域を囲む仮囲いや仮設電源等の設置、資材置場等の場内整備等を行う。

(2) 解体工事・土工事

ア 焼却炉設備等解体

焼却炉設備等の解体工事にあたっては、「労働安全衛生規則」及び「廃棄物焼却施設関連作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」（平成26年1月厚生労働省労働基準局長通達）に基づき、次のような措置を講じて、労働者の安全を確保するとともに、周辺環境へ十分配慮して適切に行っていく。

- ① 解体作業の計画の事前届出
- ② 作業場所の空気中のダイオキシン類濃度の測定及び付着物のサンプリング
- ③ 適切な保護具（エアラインマスク、密閉式防護服等）の使用
- ④ ダイオキシン類を含む灰等飛散しやすいものの湿潤化
- ⑤ 高圧洗浄機等による解体作業実施前の設備内部付着物（ダイオキシン類を含むばいじん等）の除去
- ⑥ 汚染物拡散防止のための仮設の天井・壁やビニールシート等による作業場所の分離・養生
- ⑦ 汚染空気のチャコールフィルター等（ダイオキシン類対応の環境集じん器）による適切な処理
- ⑧ 解体廃棄物等の法令に基づく適正処理

既存煙突は、外筒と内筒により構成されており、外筒の中に排ガスの通り道である内筒が2本と脱臭装置の排気筒が1本ある。解体作業については、図4.3-1に示すとおり、外筒を残したまま内筒を解体し、その後に外筒を解体する。この解体作業にあたっては、工程ごとに適切な養生等を行うことにより、粉じんの飛散を防止するとともに、騒音・振動の影響を低減する。

なお、外筒の塗装下地にアスベストの含有を確認していることから、工程ごとに適切な養生等を行い、アスベスト及び粉じんの飛散を防止する。

また、「廃棄物焼却施設の廃止又は解体に伴うダイオキシン類による汚染防止対策要綱」（令和3年2月東京都環境局）に基づき、解体工事期間中に敷地境界における大気の状態を確認するため、ダイオキシン類等の測定を実施する。

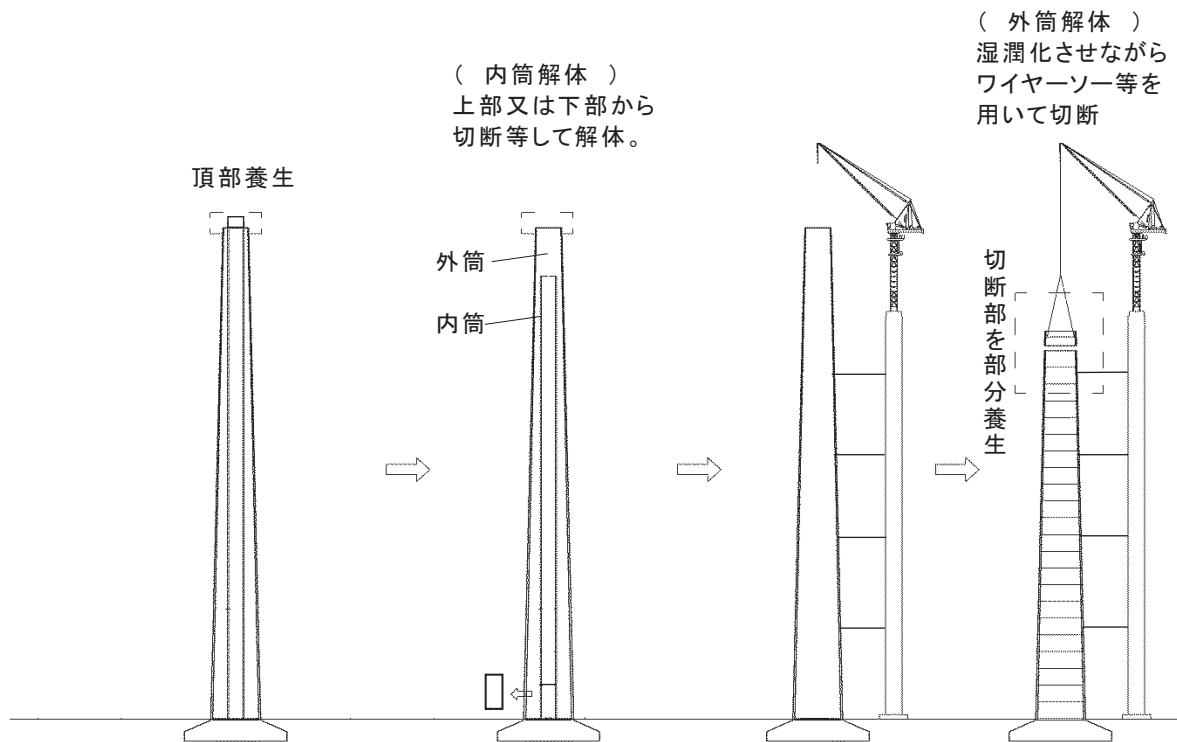


図 4.3-1 煙突解体概念図

イ 既存建築物等解体

解体工事における工事概念図は、図 4.3-2 に示すとおりである。

建築物の解体は油圧破碎機等を使用し、既存建築物等は全て解体する。解体に当たっては、必要に応じて、防音パネルや防音シートを設置し、騒音や粉じん対策を講じる。

また、工場外壁にはアスベストが含まれていないことは確認済みであるが、大気汚染防止法に基づき、解体前にアスベストの含有について事前調査を行い、その結果を都に報告するなど、関係法令等に基づき適切に処理する。

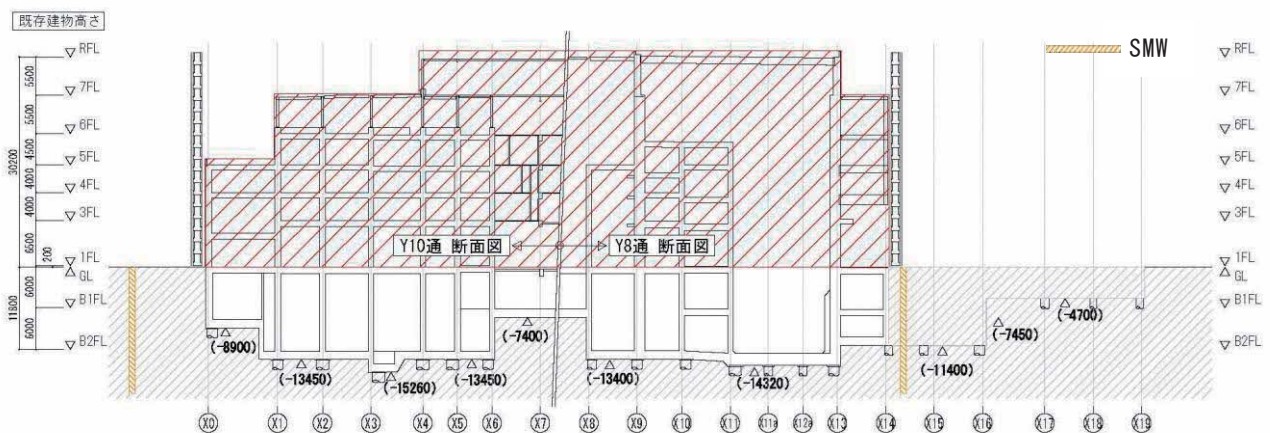


図 4.3-2 解体工事の工事概念

ウ 土工事

土工事における山留め工事の工事概念図は、図 4.3-3 に示すとおりである。

地下部分の解体・掘削に先立ち、止水性に優れたソイルセメント柱列壁（SMW）等による山留め壁を工場 GL 約-28mまで貫入させ、遮水を行う。

なお、山留壁を支える支保工は、地盤アンカー工法を基本とし、部分的に鋼製支持工を併用することで支持する。

掘削工事は、バックホウ、クラムシェル等を用い、山留壁で囲まれた部分の掘削を深さ GL-25m まで行う。また、掘削工事と併せて、既存建築物地下部の解体や杭の撤去を行う。

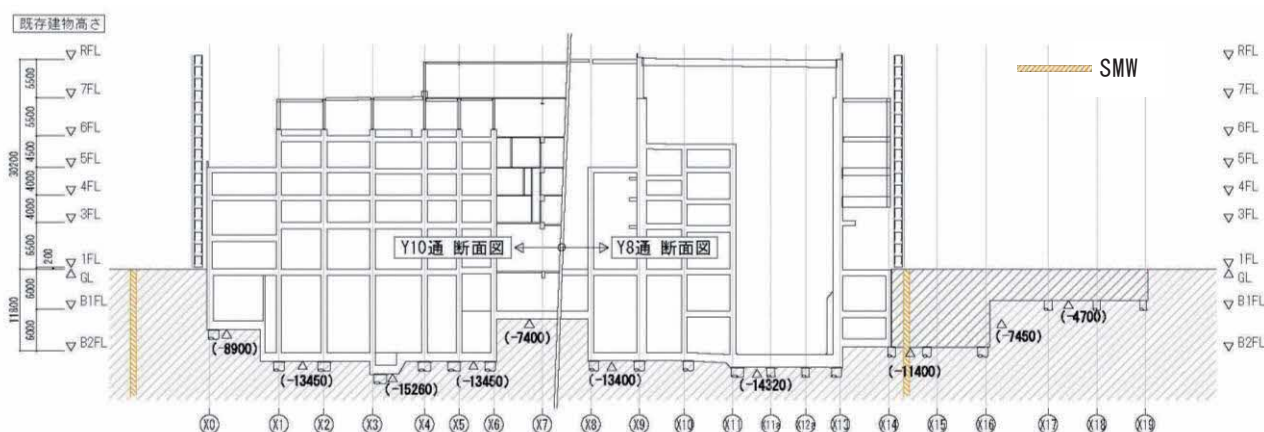


図 4.3-3 山留め工事の工事概念

(3) く体・プラント工事

ア 基礎・地下く体工事

掘削工事完了後、杭等の地業^く工事を行った上で、地下部分の鉄筋コンクリート構造体を構築する。

イ 地上く体・仕上工事

地上く体工事は、クローラークレーン、タワークレーン等を用いて基礎・地下く体工事が終了した部分から順次施工する。仕上工事は、く体工事を完了した部分より順次施工する。

なお、仕上工事の内外装塗装に当たっては、低 VOC 塗料を使用する。

ウ プラント工事

く体工事を完了した部分より順次施工する。プラント設備の搬入はトラック等で行い、組立と据付はクローラークレーン等を用いて行う。

(4) 外構工事

外構工事としては、構内道路工事、植栽工事等があり、く体工事がほぼ終了した時点から施工する。

4.3.1.3 建設機械及び工事用車両

(1) 建設機械

工事の進捗に応じ、表4.3-2に示す建設機械を順次使用する。

なお、建設機械については、最新の排出ガス対策型建設機械及び低騒音型・低振動型建設機械を極力使用する。

表 4.3-2 工種別建設機械（工事用車両を除く。）

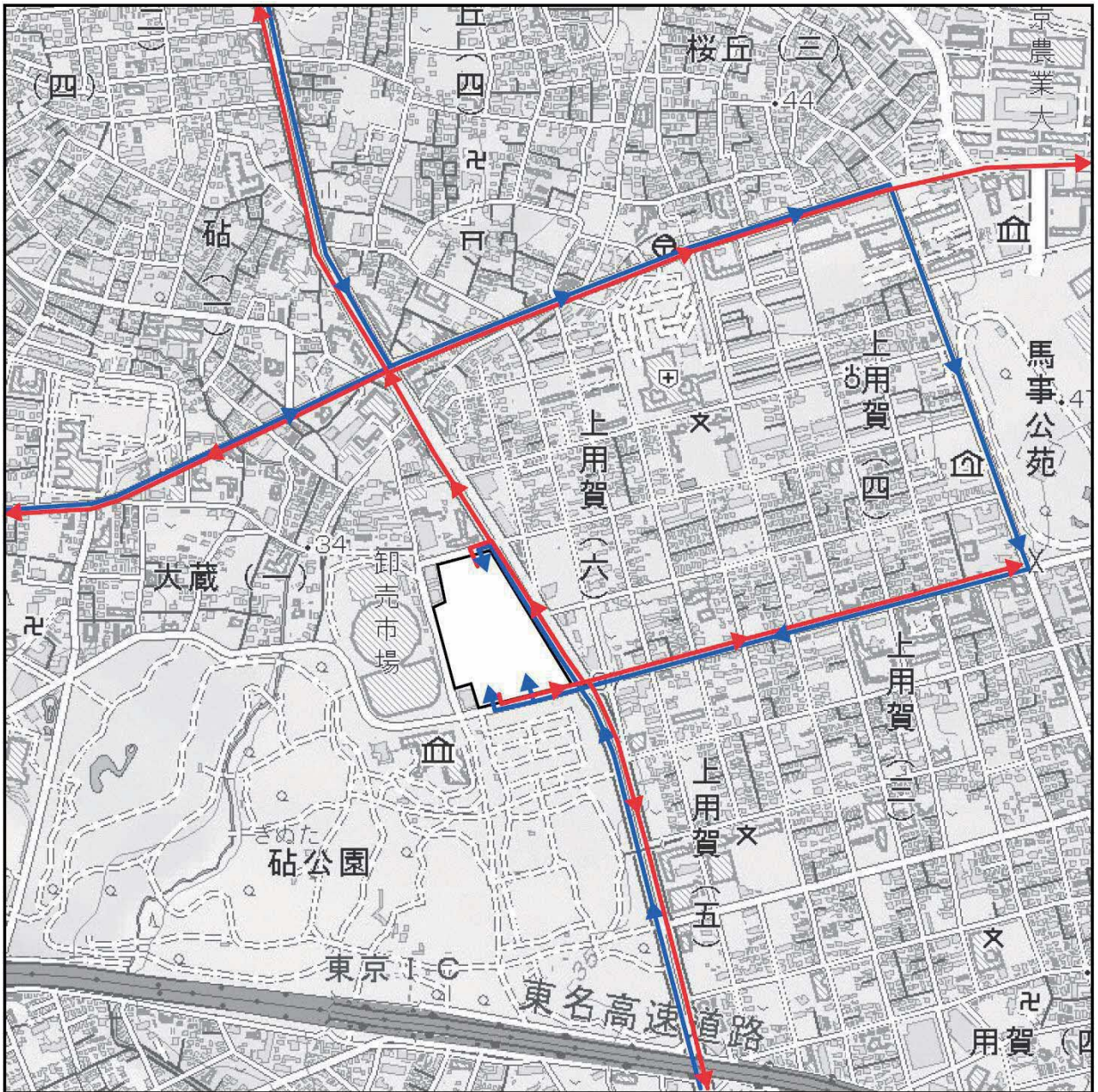
主要工程	主な作業	主な建設機械											
		ラフテレーンクレーン	クローラークレーン	ローラー	アスファルトフィニッシャー	バックホウ	タワークレーン	油圧式破砕機	ジャイアントブレイカー	多軸掘削機	杭打機	コンクリートポンプ車	クラムシエル
準備工事	工事用仮囲い設置 仮設電源設置	○	○										
解体工事・ 土工事	焼却炉設備解体 建築物解体 煙突解体 山留め（SMW等） 地下解体 掘削	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○
く体・ プラント工事	コンクリート打設 組立・建込・据付	○	○			○	○				○	○	
外構工事	構内道路工事 植栽工事	○	○	○	○	○						○	

(2) 工事用車両

工事用車両の主な走行ルートは、図4.3-4に示すとおりである。

工事期間中の工事用車両台数は、資料編に示すとおりであり、ピーク日における工事用車両台数は片道337台（大型314台、小型23台）である。

なお、工事用車両については、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（以下、「東京都環境確保条例」という。）ほか、各県条例によるディーゼル車規制に適合するものとし、九都県市（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市）が指定する低公害車を極力使用する。



凡例

- : 計画地
- (blue) : 工事用車両 入車方向
- (red) : 工事用車両 出車方向

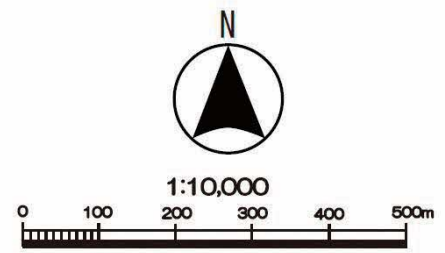


図 4.3-4 工事用車両の主な走行ルート

4.3.2 供用の計画

4.3.2.1 ごみ収集車両等計画

(1) 運搬計画

ア ごみ等の運搬

世田谷区から発生するごみを主体とし、周辺区からも搬入する。

主灰、飛灰処理汚泥及び脱水汚泥は、最終処分場へ運搬し埋立処分する。また、主灰及び飛灰処理汚泥については、民間のセメント工場等へ搬出し、資源化する。

イ 搬出入日時

ごみ等の搬出入は、原則として月曜日から土曜日までの5時から17時までとする。

ウ 走行ルート

ごみ収集車両の主な走行ルート及び灰等運搬車両の主な走行ルートについては、現状と同様とし、図4.3-5に示すとおりである。

エ ごみ収集車両等台数

工事完了後におけるごみ収集車両等の台数は、定格処理能力である600トン/日稼働の時^{注)}、ごみ収集車両708台/日、灰等運搬車両12台/日、合計720台/日と計画する。

オ 時間帯別計画台数

将来のごみ収集車両、灰等運搬車両の時間帯別計画台数は、表4.3-3に示すとおりである。

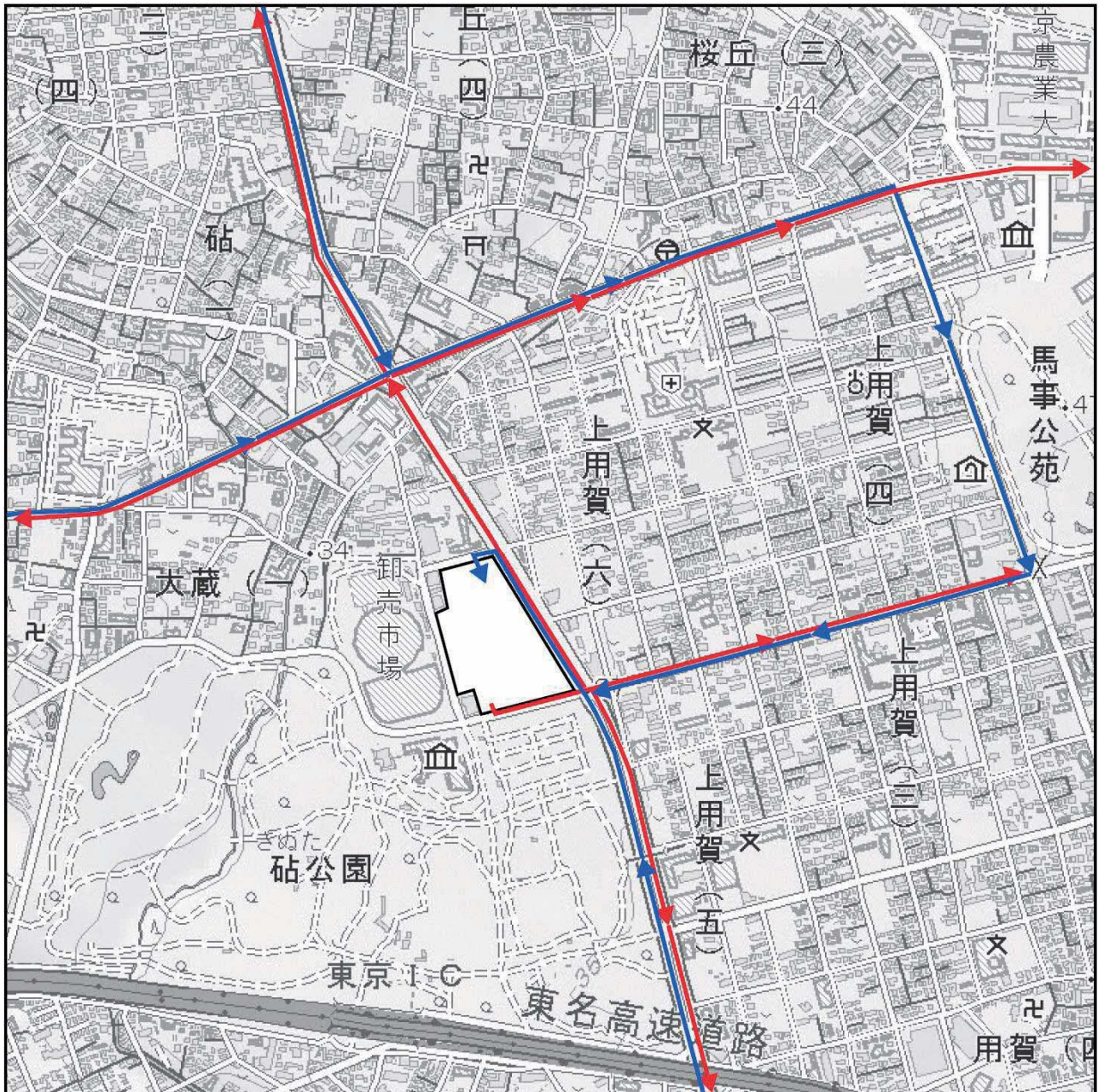
表 4.3-3 時間帯別計画台数

単位：台

時間帯 \ 車両	ごみ収集車両 (搬入)	灰等運搬車両 (搬出)	合計
5:00～6:00	8	0	8
6:00～7:00	4	0	4
7:00～8:00	8	0	8
8:00～9:00	94	2	96
9:00～10:00	134	4	138
10:00～11:00	117	0	117
11:00～12:00	83	0	83
12:00～13:00	49	0	49
13:00～14:00	113	6	119
14:00～15:00	80	0	80
15:00～16:00	18	0	18
16:00～17:00	0	0	0
合計	708	12	720

注) 時間帯別計画台数は既存施設の実績により按分した。

注) 一週間の焼却量を6日で搬入するため、1日あたり700トン搬入する条件で台数を算出した。



凡例

□ : 計画地

→ (blue) : ごみ収集車両・灰等運搬車両 入車方向

→ (red) : ごみ収集車両・灰等運搬車両 出車方向

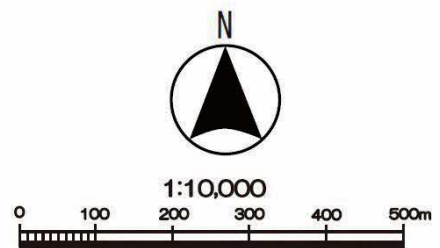


図 4.3-5 ごみ収集車両の主な走行ルート及び灰等運搬車両の主な走行ルート

(2) ごみ収集車両等の構造

ごみ収集車両等の外観は、代表として図4.3-6及び図4.3-7に示すとおりである。

ごみ収集車両は、図4.3-6のように汚水が漏れない密閉構造になっている。また、灰等の運搬車両は、図4.3-7のように天蓋付きとし、灰等が飛散しない構造とする。



図 4.3-6 ごみ収集車両の外観（小型プレス車 4 m³）



図 4.3-7 灰等運搬車両の外観（大型ダンプ車天蓋付 10m³）

4.3.2.2 施設の監視制御

工事完了後の施設では、プラントの運転に必要な情報を収集・管理し、施設の監視制御を24時間連続して行う。主な監視制御内容は、以下のとおりである。

- ① 焼却炉では、ごみ供給量及び各箇所の燃焼空気量等を調整することによって、燃焼温度や一酸化炭素濃度等を適正に保ち、ごみの安定的な燃焼を行う。
- ② ろ過式集じん器への薬剤の吹き込み量等を制御し、排ガス中のばいじん、塩化水素、水銀及び硫黄酸化物を除去することにより、清掃一組の自己規制値を遵守する。
- ③ 汚水処理設備の pH 値をモニタリングし、pH 調整用薬剤や凝集剤等の添加量を調整することによって排水中の重金属等を除去し、下水排除基準を遵守する。

4.3.2.3 ダイオキシン類対策

(1) 焼却処理

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、燃焼室中の燃焼ガス温度を800℃以上に保ち、2秒以上滞留することでダイオキシン類の発生を抑制する。

(2) 排ガス処理

ろ過式集じん器（バグフィルタ）入口の排ガス温度を、200℃以下に急冷することにより、排ガス中のダイオキシン類の再合成を防止する。

また、ろ過式集じん器（バグフィルタ）で活性炭に吸着させ、それらを捕集することにより、ダイオキシン類を除去する。更に、触媒反応塔では触媒反応によりダイオキシン類を分解除去することで、煙突でのダイオキシン類濃度を「ダイオキシン類対策特別措置法」に定める排出基準値（0.1ng-TEQ/m³N^{注1}）以下にする。

(3) 汚水対策

汚水処理設備では、凝集沈殿及びろ過処理を行うことにより、排水中の重金属類及び粒子状物質を除去する。ダイオキシン類は、水にほとんど溶けず、粒子状物質に付着しているため、この過程で排水中からほぼ除去される。最終的に排水中のダイオキシン類濃度を「下水排除基準」に定める排除基準値（10pg-TEQ/L^{注2}）以下とし、公共下水道へ放流する。

また、汚水処理過程で発生する脱水汚泥は、最終処分場へ運搬し、埋立処分する。

注1）TEQとは、ダイオキシン類の量をダイオキシン類の中で最も毒性の強い2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンに毒性等価換算したものである。また、1ng（ナノグラム）は10億分の1gである。

注2）1pg（ピコグラム）は1兆分の1gである。

4.3.2.4 廃棄物の処分

施設の稼働に伴い排出される廃棄物には、主灰、飛灰処理汚泥及び脱水汚泥がある。

これらの廃棄物は、最終処分場へ運搬し、埋立処分する。また、主灰及び飛灰処理汚泥については、民間のセメント工場等へ搬出し、セメント原料化及び徐冷スラグ化による資源化も行う。そのほか、焼成砂化等による資源化を推進することで、埋立処分量の更なる削減を図る。

なお、主灰、飛灰処理汚泥及び脱水汚泥は、定期的に重金属溶出試験やダイオキシン類等の測定を実施し、埋立基準等に適合していることを確認する。

4.4 環境保全に関する計画等への配慮の内容

本事業に関連する計画には、「東京都環境基本計画」、「世田谷区基本構想」、「世田谷区環境基本計画後期2020年度(令和2年度)～2024年度(令和6年度)」等があり、これらの計画に基づいて環境へ配慮した主な内容は以下に示すとおりである。

4.4.1 環境保全対策

清掃一組では、可燃ごみを確実に焼却処理することにより区民の衛生環境を維持・向上するよう努めている。

また、排ガス処理設備として、ろ過式集じん器、触媒反応塔等の公害防止設備を設置する。大気物質の排出については、法規制値以下の排出濃度を設定し、これを遵守する。汚水処理設備は、凝集沈殿ろ過方式を採用し、工場からの排水を下水道法及び東京都下水道条例による下水排除基準に適合するように処理し、公共下水道へ放流する。

4.4.2 地球温暖化防止対策

4.4.2.1 熱エネルギーの一層の有効利用

ごみの焼却により発生する熱は、ボイラ設備により回収し、発電に利用するとともに、場内及び近隣の余熱利用設備に供給する。

4.4.2.2 省エネルギー対策

LED照明など省エネルギー機器を積極的に導入する。

4.4.3 その他の環境への取組

4.4.3.1 緑化

既存施設と同様に計画地内の緑地帯(環境空地)に緑を配置する。また、構内緑化を推進する。

4.4.3.2 自然エネルギーの有効活用

太陽光発電等、自然エネルギーの利用に努める。また、建物屋上に降った雨水は、雨水利用貯留槽に導いて構内道路散水等に利用するが、余剰分は、雨水貯留槽に貯留した後、分流式の雨水管へ放流する。

4.5 事業計画の策定に至った経過

本事業は、清掃一組が実施する事業であり、事業計画の策定に至った経緯は以下のとおりである。

4.5.1 事業計画の策定

既存の世田谷清掃工場は、可燃ごみの焼却施設として平成20年3月に建設され、建設から16年が経過している。

清掃一組は、設立と同時に一廃計画を策定した。その後、平成18年1月、平成22年2月、平成27年2月及び令和3年2月に一廃計画を改定し、現計画では世田谷清掃工場について、令和8年度から施設整備を行う予定としている。

本事業は、この一廃計画に基づき、世田谷清掃工場の建替えを実施するものである。

4.5.2 地域住民との取組

令和3年10月、世田谷清掃工場の建替事業を開始するに当たり、地域住民に対する説明会を開催し、事業全体の概要について説明した。

その後、建替計画の策定に係る調査を実施し、令和4年5月に「建替計画素案」を取りまとめて地域住民に対する住民説明会を行い、令和4年8月に「世田谷清掃工場建替計画」を策定した。

新しい世田谷清掃工場は、基本コンセプトを「環境にやさしく信頼される清掃工場」とし、基本方針として「環境に配慮した施設」、「エネルギーを有効利用する施設」、「区民の生活を守る施設」、「区民に親しまれる施設」を掲げ、環境にやさしく信頼される清掃工場を目指していく。

5 環境影響評価の項目

5.1 選定した項目

環境影響評価の項目の選定手順は、図5-1に示すとおりである。

環境影響評価の項目は、対象事業の事業計画案の中から環境に影響を及ぼすおそれのある環境影響要因を抽出し、地域の概況から把握した環境の地域特性との関係も検討することにより、表5-1及び表5-2に示すとおりとした。

選定した項目は、大気汚染、悪臭、騒音・振動、土壌汚染、地盤、水循環、日影、電波障害、景観、廃棄物及び温室効果ガスの11項目である。

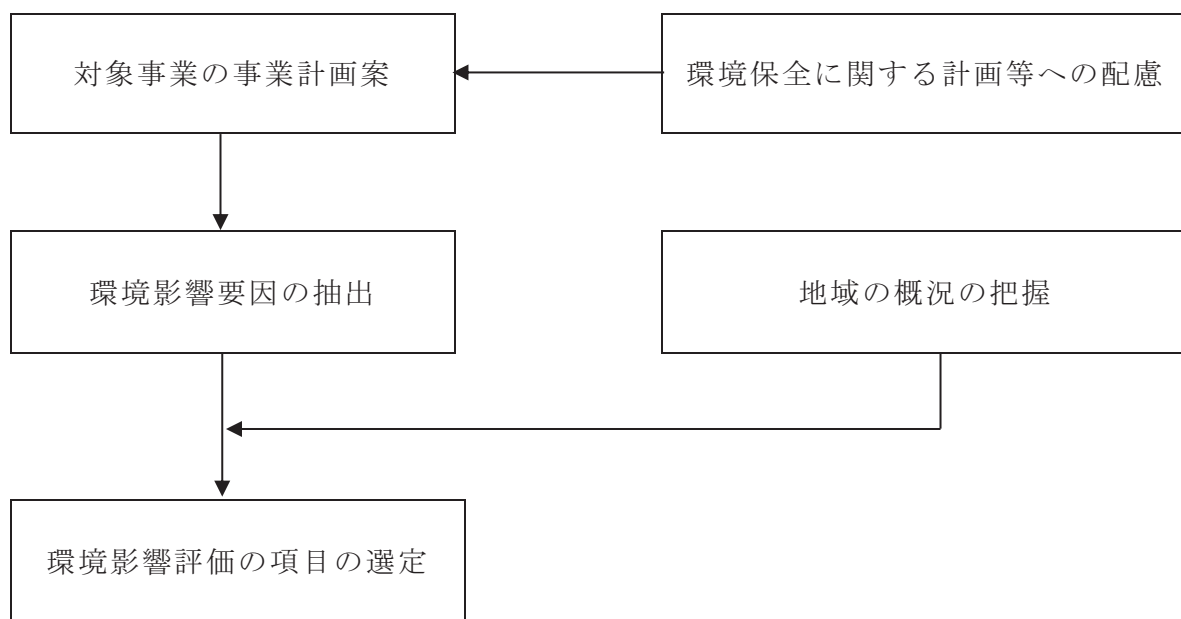


図 5-1 環境影響評価の項目の選定手順

表 5-1 環境影響要因と環境影響評価の項目との関連表

環境影響評価 の項目	区分 環境影響要因 予測する事項	工事の施行中			工事の完了後		
		施設の建設等	建設機械の稼働	工事用車両の走行	施設の存在	施設の稼働	ごみ収集車両等の走行
大気汚染	・建設機械の稼働、工事用車両の走行に伴う大気質		○	○			
	・施設の稼働、ごみ収集車両等の走行に伴う大気質					○	○
悪臭	・施設の稼働に伴う臭気の状態					○	
騒音・振動 (低周波音を除く)	・建設機械の稼働、工事用車両の走行に伴う騒音・振動		○	○			
	・施設の稼働、ごみ収集車両等の走行に伴う騒音・振動					○	○
水質汚濁	—	—	—	—	—	—	—
土壌汚染	・土壌中の有害物質の濃度 ・地下水への溶出の可能性の有無 ・新たな土地への汚染の拡散の可能性の有無	○					
地盤	・掘削工事及びそれに伴う山留壁の設置による地盤の変形の範囲及び程度	○					
	・地下水の水位及び流況の変化による地盤沈下の範囲及び程度						
	・地下構造物の存在による地盤の変形の範囲及び程度				○		
	・地下水の水位及び流況の変化による地盤沈下の範囲及び程度						
地形・地質	—	—	—	—	—	—	
水循環	・掘削工事及びそれに伴う山留壁の設置による地下水の水位及び流況の変化の程度	○					
	・地下構造物の存在による地下水の水位及び流況の変化の程度				○		
	・地表構造物の存在等に伴う地表面流出量の変化の程度						
生物・生態系	—	—	—	—	—	—	
日影	・日影が生じることによる影響に特に配慮すべき施設等における日影となる時刻、時間数等の日影の状況の変化の程度 ・冬至日における日影の範囲及び日影となる時刻、時間数等の日影の状況の変化の程度				○		
電波障害	・計画建築物等の存在に伴うテレビ電波（地上デジタル波、衛星放送（BS、CS））の遮蔽障害				○		
風環境	—	—	—	—	—	—	
景観	・計画建築物等の存在に伴う主要な景観構成要素の改変の程度及び地域景観の特性の変化の程度 ・計画建築物等の存在に伴う代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度 ・計画建築物等の存在に伴う圧迫感の変化の程度				○		
史跡・文化財	—	—	—	—	—	—	
自然との触れ合い活動の場	—	—	—	—	—	—	
廃棄物	・計画建築物等の建設工事、既存建築物等の解体・撤去に伴う建設発生土、産業廃棄物（建設廃棄物）の発生量、再利用量及び処理・処分方法	○					
	・施設の稼働に伴う廃棄物の排出量、再資源化量及び処理・処分方法					○	
温室効果ガス	・施設の稼働に伴い、排出される温室効果ガス（二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素）の排出量の程度及び温室効果ガス（二酸化炭素）の削減量の程度					○	

表 5-2 大気汚染に係る予測・評価物質

環境影響評価の項目 環境影響要因		二酸化硫黄	浮遊粒子状物質	二酸化窒素	ダイオキシン類	塩化水素	水銀
		(SO ₂)	(SPM)	(NO ₂)	(DXNs)	(HCl)	(Hg)
工 事 の 施 行 中	建設機械の稼働		○	○			
	工事用車両の走行		○	○			
工 事 の 完 了 後	施設の稼働	○	○	○	○	○	○
	ごみ収集車両等の走行		○	○			

注) ○は環境影響評価の対象項目として選定した項目

6 環境に及ぼす影響の内容及び程度並びにその評価

6.1 大気汚染

6.1.1 環境保全のための措置

6.1.1.1 予測に反映した措置

(1) 工事の施行中

- ・特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律に基づき、排出ガス対策型建設機械を使用する。
- ・計画地の敷地境界に高さ3 m程度の仮囲いを設ける。

(2) 工事の完了後

ろ過式集じん器及び触媒反応塔を設置して煙突排出ガス中の汚染物質排出量を極力抑えるとともに、法規制値以下の排出濃度を設定し、これを遵守する。また、定期的に監視を行う。煙突排出ガス中の水銀等の排出濃度については、大気汚染防止法等関連法令に基づき測定・記録を行う。

なお、工場の大気汚染に係る法規制値及び排出濃度は表6.1-1に示すとおりである。

表 6.1-1 大気汚染に係る法規制値及び排出濃度

項目	法令に基づく規制値			排出濃度
	根拠法令	規制の内容	法規制値	
硫黄酸化物	「大気汚染防止法」 (昭和43年法律第97号)	総量規制	605 m ³ N/日 (約110 ppm)	10 ppm以下
ばいじん		濃度規制	0.04 g/m ³ N	0.01 g/m ³ N以下
窒素酸化物		総量規制	12.8 m ³ N/h	50 ppm以下
		濃度規制	250 ppm	
ダイオキシン類	「ダイオキシン類対策特別措置法」 (平成11年法律第105号)	濃度規制	0.1 ng-TEQ/m ³ N	0.1 ng-TEQ/m ³ N以下
塩化水素	「大気汚染防止法」 (昭和43年法律第97号)	濃度規制	700 mg/m ³ N (約430 ppm)	10 ppm以下
水銀		濃度規制	30 μg/m ³ N	30 μg/m ³ N以下

注1) 排出濃度は、O₂12%換算値を示す。

注2) 法規制値の欄の()内の数値は、排出濃度と比較するためにO₂12%換算値を示す。

6.1.1.2 予測に反映しなかった措置

(1) 工事の施工中

- ・工事現場及び工事用道路には、住宅が近接していることを考慮し、散水及びシートによる養生等を行い、粉じんの発生を防止する。
- ・工事用車両のタイヤに付着した泥・土の水洗いを行うための洗浄設備等を出口付近に設置し、泥・土が周辺に出ないように配慮する。
- ・工事用車両の出入口付近には、適宜清掃員を配備し、清掃に努める。
- ・工事用車両については、九都県市（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市）が指定する低公害車の使用、アイドリング・ストップの励行などを指導する。
- ・解体工事におけるダイオキシン類及びアスベストについては、関係法令等に準拠した措置を講じ、飛散を防止する。
- ・煙突の解体に当たっては、工程ごとに適切な養生等を行い、粉じんの飛散を防止する。
- ・解体に当たっては、適宜散水し、粉じんの飛散を防止する。
- ・仕上工事の内外装塗装に当たっては、低VOC塗料を使用する。

(2) 工事の完了後

- ・施設内を走行するごみ収集車両等については、アイドリング・ストップを推奨し、また、ごみ収集車両を適切に誘導し、工場敷地内及び周辺道路で渋滞しないよう努める。
- ・排出濃度を遵守するだけでなく、焼却炉の適切な運転管理等を行い、煙突排出ガス中の汚染物質排出量を極力抑えるよう努める。

6.1.2 評価の結果

評価の指標を日平均値の環境基準とした二酸化硫黄、浮遊粒子状物質及び二酸化窒素については、年平均値の予測結果を日平均値（日平均値の2%除外値又は日平均値の年間98%値）に換算した。

6.1.2.1 工事の施行中

(1) 建設機械の稼働に伴う排出ガスによる影響

建設機械の稼働に伴う排出ガスによる予測濃度の評価の結果は、表6.1-2に示すとおりである。また、予測地域については図6.1-1に示すとおりである。

年平均値から日平均値（日平均値の2%除外値又は日平均値の年間98%値）への換算は、発生源と最大着地濃度地点が近接していることから、計画地から半径5km以内の自動車排ガス測定局における過去5年間（平成29年度から令和3年度まで）の測定結果から得られる年平均値と日平均値の換算式を用いて行った。

表 6.1-2 浮遊粒子状物質及び二酸化窒素の予測濃度の評価結果

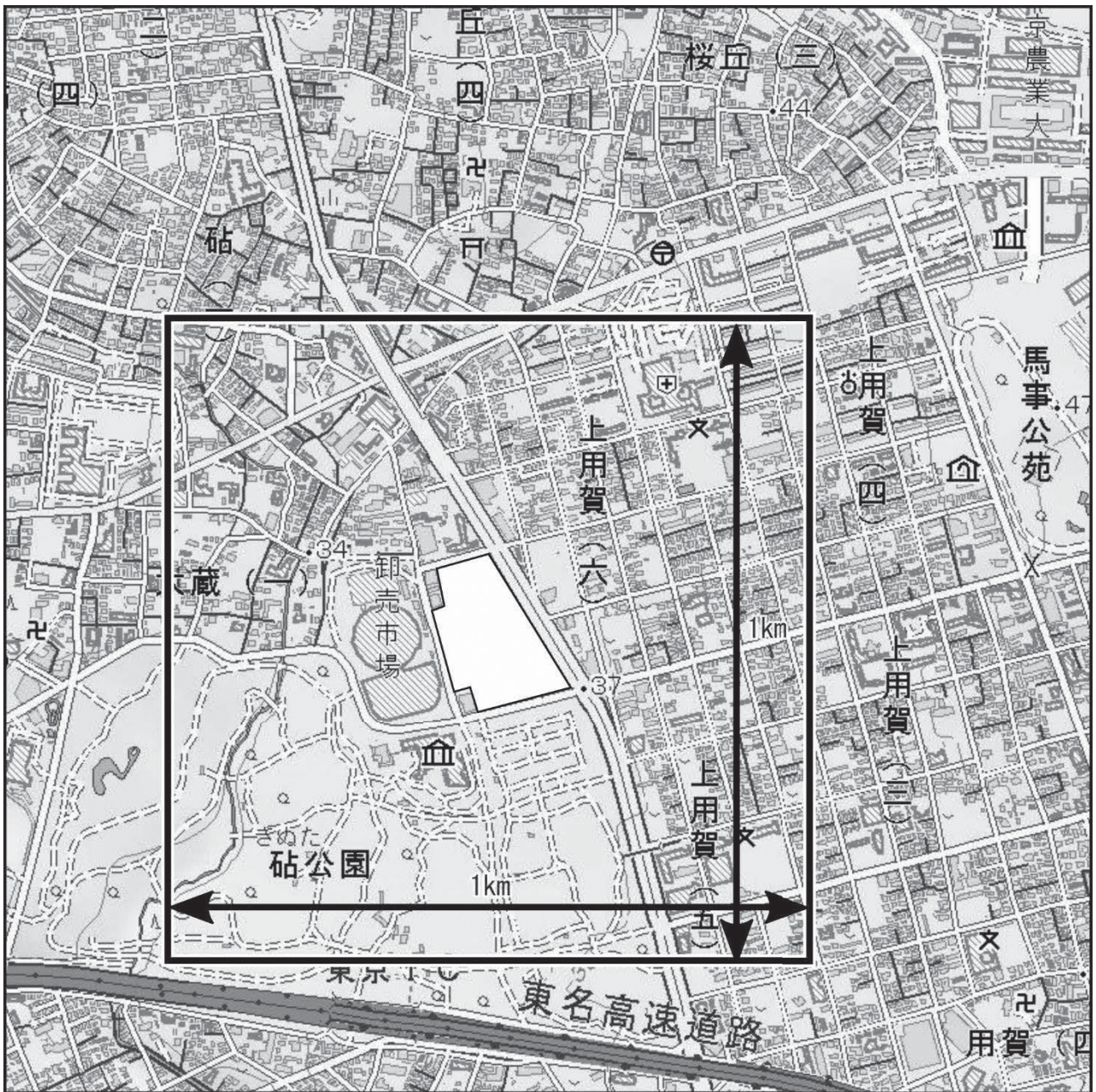
項 目	予測濃度		環境基準
	年平均値	日平均値の2%除外値又は年間98%値	
浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	0.015 (寄与率 13.3%)	0.035	日平均値の2%除外値が0.10以下
二酸化窒素 (ppm)	0.024 (寄与率 45.8%)	0.043	日平均値の年間98%値が0.04から0.06までのゾーン内又はそれ以下

注1) 予測濃度はバックグラウンド濃度を含む。

浮遊粒子状物質のバックグラウンド濃度：0.013 (mg/m³)

二酸化窒素のバックグラウンド濃度：0.013 (ppm)

注2) 予測濃度の日平均値は、浮遊粒子状物質については2%除外値、二酸化窒素については年間98%値を示す。



凡 例

□ : 計画地

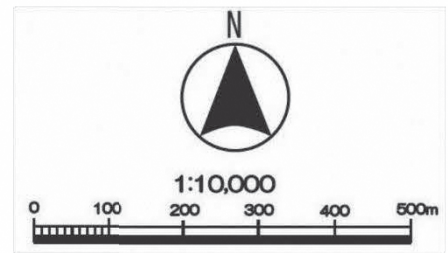


図 6.1-1 建設機械の稼働に伴う排出ガス予測地域

ア 浮遊粒子状物質 (SPM)

予測濃度の日平均値の2%除外値は $0.035\text{mg}/\text{m}^3$ であり、評価の指標とした環境基準を下回る。

また、予測濃度に占める建設機械の稼働に伴う影響濃度の寄与率は13.3%である。

なお、工事の実施に際しては、環境保全のための措置を徹底することにより、建設機械の稼働に伴う大気質への影響の低減に努める。

したがって、建設機械の稼働に伴う大気質への影響は最小限に抑えられると考える。

イ 二酸化窒素 (NO₂)

予測濃度の日平均値の年間98%値は 0.043ppm であり、評価の指標とした環境基準を下回る。

また、予測濃度に占める建設機械の稼働に伴う影響濃度の寄与率は45.8%である。

なお、工事の実施に際しては、環境保全のための措置を徹底することにより、建設機械の稼働に伴う大気質への影響の低減に努める。

したがって、建設機械の稼働に伴う大気質への影響は最小限に抑えられると考える。

(2) 工事用車両の走行に伴う排出ガスによる影響

工事用車両の走行に伴う排出ガスによる予測濃度の評価の結果は、表6.1-3及び表6.1-4に示すとおりである。また、予測地域、予測地点は図6.1-2に示すとおりである。

年平均値から日平均値(日平均値の2%除外値又は日平均値の年間98%値)への換算は、計画地から半径5km以内の自動車排出ガス測定局における過去5年間(平成29年度から令和3年度まで)の測定結果から得られる年平均値と日平均値の換算式を用いて行った。

ア 浮遊粒子状物質 (SPM)

予測濃度の日平均値の2%除外値は道路端で $0.029\text{mg}/\text{m}^3$ であり、評価の指標とした環境基準を下回る。

また、予測濃度の年平均値に占める工事用車両影響濃度の寄与率は、0.01~0.05%である。

したがって、予測濃度に占める工事用車両影響濃度の寄与率は小さく、工事用車両の走行に伴う大気質への影響は小さいと考える。

表 6.1-3 浮遊粒子状物質の予測濃度の評価結果

単位：mg/m³

予測地点		予測濃度		環境基準
		年平均値	日平均値の 2%除外値	
①	上用賀五丁目住宅前 (環状八号線)	0.013 (寄与率 0.02%)	0.029	日平均値の2%除外 値が0.10以下
②	上用賀五丁目住宅前 (用賀七条通り)	0.013 (寄与率 0.05%)	0.029	
③	大蔵一丁目住宅前	0.013 (寄与率 0.01%)	0.029	

注1) 年平均値は、予測結果(表 8.1-58)において、道路端の高い方の濃度を小数第四位で四捨五入したものである。

注2) 予測濃度はバックグラウンド濃度及び工事用車両影響濃度を含む。
浮遊粒子状物質のバックグラウンド濃度：0.013 (mg/m³)

イ 二酸化窒素 (NO₂)

予測濃度の日平均値の年間98%値は道路端で0.034~0.039ppmであり、評価の指標とした環境基準を下回る。

また、予測濃度の年平均値に占める工事用車両影響濃度の寄与率は、0.79~8.01%である。

したがって、予測濃度に占める工事用車両影響濃度の寄与率は小さく、工事用車両の走行に伴う大気質への影響は小さいと考える。

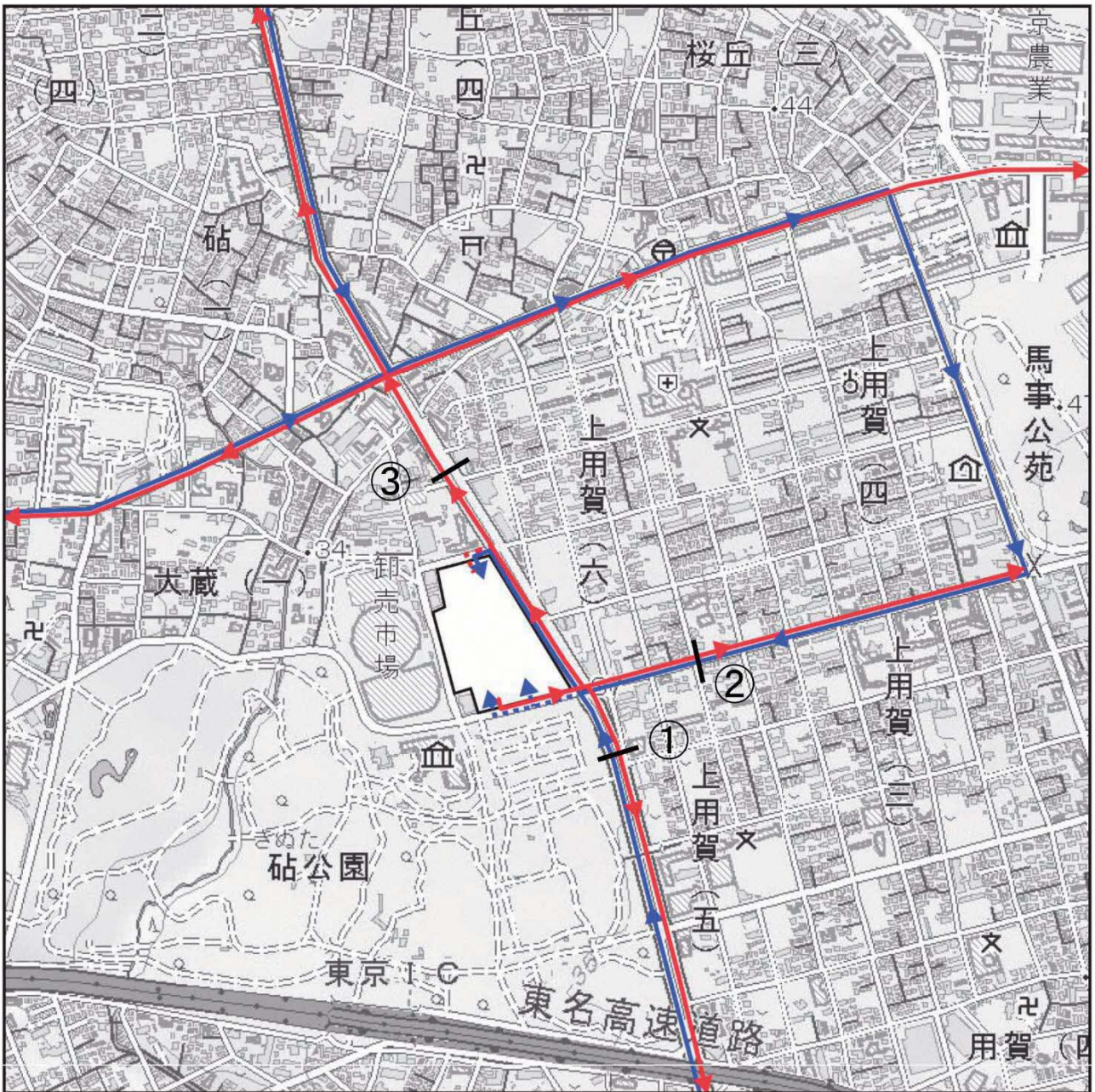
表 6.1-4 二酸化窒素の予測濃度の評価結果

単位：ppm

予測地点		予測濃度		環境基準
		年平均値	日平均値の 年間 98% 値	
①	上用賀五丁目住宅前 (環状八号線)	0.020 (寄与率 1.37%)	0.039	日平均値の年間 98% 値が 0.04 から 0.06 までのゾーン内又は それ以下
②	上用賀五丁目住宅前 (用賀七条通り)	0.016 (寄与率 8.01%)	0.034	
③	大蔵一丁目住宅前	0.019 (寄与率 0.79%)	0.038	

注1) 年平均値は、予測結果(表 8.1-59)において、道路端の高い方の濃度を小数第四位で四捨五入したものである。

注2) 予測濃度はバックグラウンド濃度及び工事用車両影響濃度を含む。
二酸化窒素のバックグラウンド濃度：0.013 (ppm)



凡例

- : 計画地
- : 道路沿道大気質予測地点
 - ① 上用賀五丁目住宅前 (環状八号線)
 - ② 上用賀五丁目住宅前 (用賀七条通り)
 - ③ 大蔵一丁目住宅前
- (Blue) : 工事用車両・ごみ収集車両等入車方向
- (Dotted Blue) : 工事用車両入車方向
- (Red) : 工事用車両・ごみ収集車両等出車方向
- (Dotted Red) : 工事用車両出車方向

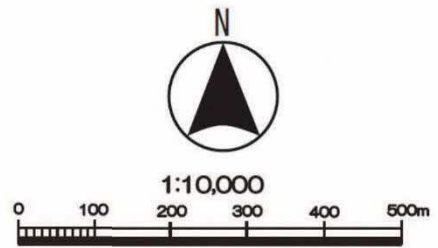


図 6.1-2 工事用車両及びごみ収集車両等の走行に伴う排出ガス予測地域・予測地点

6.1.2.2 工事の完了後

(1) 施設の稼働に伴う煙突排出ガスによる影響

ア 長期平均値（年平均値）

施設の稼働に伴う煙突排出ガスによる予測濃度の評価の結果は、表6.1-5～表6.1-10に示すとおりである。また、予測地域、予測地点については図6.1-3に示すとおりである。

二酸化硫黄、浮遊粒子状物質及び二酸化窒素の年平均値から日平均値（日平均値の2%除外値又は日平均値の年間98%値）への換算は、計画地から半径5km以内の一般環境大気測定局における過去5年間（平成29年度から令和3年度まで）の測定結果から得られる年平均値と日平均値の換算式を用いて行った。

(7) 二酸化硫黄（SO₂）

施設の稼働に伴う煙突排出ガスによる影響を付加した予測最大着地濃度の日平均値の年間2%除外値は0.003ppmであり、評価の指標とした環境基準を下回る。

また、予測濃度に占める煙突排出ガス影響濃度の寄与率は最大着地濃度地点で4.21%である。

なお、施設の稼働に際しては、焼却炉の適切な運転管理等を行い、煙突排出ガス中の汚染物質の排出量を極力抑えるよう努めることにより、施設の稼働に伴う大気質への影響の低減に努める。

したがって、施設の稼働に伴う大気質への影響は最小限に抑えられると考える。

表 6.1-5 二酸化硫黄予測濃度の評価結果

単位：ppm

予測地点	項目	予測濃度		環境基準
		年平均値	日平均値の 年間2%除外値	
①	世田谷清掃工場	0.001 (寄与率：1.54%)	0.003	日平均値の年間 2%除外値が 0.04以下
②	桜丘すみれば自然庭園	0.001 (寄与率：4.06%)	0.003	
③	京西小学校	0.001 (寄与率：1.31%)	0.003	
④	聖ドミニコ学園	0.001 (寄与率：3.72%)	0.003	
⑤	総合運動場	0.001 (寄与率：3.10%)	0.003	
	予測最大着地濃度地点 (計画地の北、約1,000m)	0.001 (寄与率：4.21%)	0.003	

注1) 年平均値は、予測結果の値を小数第四位で四捨五入したものである。

注2) 予測濃度はバックグラウンド濃度及び煙突排出ガス影響濃度を含む。

二酸化硫黄のバックグラウンド濃度：0.001 (ppm)

(イ) 浮遊粒子状物質 (SPM)

施設の稼働に伴う煙突排出ガスによる影響を付加した予測最大着地濃度の日平均値の年間2%除外値は0.031mg/m³であり、評価の指標とした環境基準を下回る。

また、予測濃度に占める煙突排出ガス影響濃度の寄与率は最大着地濃度地点で0.34%である。

したがって、予測濃度に占める煙突排出ガス影響濃度の寄与率は小さく、施設の稼働に伴う大気質への影響は小さいと考える。

表 6.1-6 浮遊粒子状物質予測濃度の評価結果

単位：mg/m³

予測地点 / 項目		予測濃度		環境基準
		年平均値	日平均値の 年間2%除外 値	
①	世田谷清掃工場	0.013 (寄与率：0.12%)	0.031	日平均値の 2%除外値が 0.10以下
②	桜丘すみれば自然庭園	0.013 (寄与率：0.32%)	0.031	
③	京西小学校	0.013 (寄与率：0.10%)	0.031	
④	聖ドミニコ学園	0.013 (寄与率：0.30%)	0.031	
⑤	総合運動場	0.013 (寄与率：0.25%)	0.031	
予測最大着地濃度地点 (計画地の北、約1,000m)		0.013 (寄与率：0.34%)	0.031	

注1) 年平均値は、予測結果の値を小数第四位で四捨五入したものである。

注2) 予測濃度はバックグラウンド濃度及び煙突排出ガス影響濃度を含む。

浮遊粒子状物質のバックグラウンド濃度：0.013 (mg/m³)

(ウ) 二酸化窒素 (NO₂)

施設の稼働に伴う煙突排出ガスによる影響を付加した予測最大着地濃度の日平均値の年間98%値は0.033ppmであり、評価の指標とした環境基準を下回る。

また、予測濃度に占める煙突排出ガス影響濃度の寄与率は最大着地濃度地点で1.08%である。

なお、施設の稼働に際しては、焼却炉の適切な運転管理等を行い、煙突排出ガス中の汚染物質の排出量を極力抑えるよう努めることにより、施設の稼働に伴う大気質への影響の低減に努める。

したがって、施設の稼働に伴う大気質への影響は最小限に抑えられると考える。

表 6.1-7 二酸化窒素予測濃度の評価結果

単位：ppm

予測地点	項目	予測濃度		環境基準
		年平均値	日平均値の年間98%値	
①	世田谷清掃工場	0.013 (寄与率：0.38%)	0.032	日平均値の年間98%値が0.04から0.06までのゾーン内又はそれ以下
②	桜丘すみれば自然庭園	0.013 (寄与率：1.04%)	0.033	
③	京西小学校	0.013 (寄与率：0.33%)	0.032	
④	聖ドミニコ学園	0.013 (寄与率：1.01%)	0.033	
⑤	総合運動場	0.013 (寄与率：0.66%)	0.032	
予測最大着地濃度地点 (計画地の北、約1,000m)		0.013 (寄与率：1.08%)	0.033	

注1) 年平均値は、予測結果の値を小数第四位で四捨五入したものである。

注2) 予測濃度はバックグラウンド濃度及び煙突排出ガス影響濃度を含む。

二酸化窒素のバックグラウンド濃度：0.013 (ppm)

(I) ダイオキシン類 (DXNs)

施設の稼働に伴う煙突排出ガスによる影響を付加した予測最大着地濃度の年平均値は0.014pg-TEQ/m³であり、評価の指標とした環境基準を下回る。

また、予測濃度に占める煙突排出ガス影響濃度の寄与率は最大着地濃度地点で3.05%である。

なお、施設の稼働に際しては、焼却炉の適切な運転管理等を行い、煙突排出ガス中の汚染物質の排出量を極力抑えるよう努めることにより、施設の稼働に伴う大気質への影響の低減に努める。

したがって、施設の稼働に伴う大気質への影響は最小限に抑えられると考える。

表 6.1-8 ダイオキシン類の予測濃度の評価結果

単位：pg-TEQ/m³

予測地点	項目	予測濃度	環境基準
		年平均値	
①	世田谷清掃工場	0.014 (寄与率：1.10%)	年平均値が 0.6以下
②	桜丘すみれば自然庭園	0.014 (寄与率：2.94%)	
③	京西小学校	0.014 (寄与率：0.94%)	
④	聖ドミニコ学園	0.014 (寄与率：2.69%)	
⑤	総合運動場	0.014 (寄与率：2.23%)	
予測最大着地濃度地点 (計画地の北、約1,000m)		0.014 (寄与率：3.05%)	

注1) 年平均値は、予測結果の値を小数第四位で四捨五入したものである。

注2) 予測濃度はバックグラウンド濃度及び煙突排出ガス影響濃度を含む。ダイオキシン類のバックグラウンド濃度：0.014 (pg-TEQ/m³)

(オ) 塩化水素 (HCl)

施設の稼働に伴う煙突排出ガスによる影響を付加した予測最大着地濃度の年平均値は0.0008ppmであり、評価の指標とした「大気汚染防止法に基づく窒素酸化物の排出基準の改定等について」(昭和52年6月16日付け環大規第136号)に示された目標環境濃度を下回る。

また、予測濃度に占める煙突排出ガス影響濃度の寄与率は最大着地濃度地点で5.21%である。

なお、施設の稼働に際しては、焼却炉の適切な運転管理等を行い、煙突排出ガス中の汚染物質の排出量を極力抑えるよう努めることにより、施設の稼働に伴う大気質への影響の低減に努める。

したがって、施設の稼働に伴う大気質への影響は最小限に抑えられると考える。

表 6.1-9 塩化水素の予測濃度の評価結果

単位：ppm

予測地点	項目	予測濃度	目標環境濃度
		年平均値	
①	世田谷清掃工場	0.0008 (寄与率：1.91%)	年平均値が 0.02以下
②	桜丘すみれば自然庭園	0.0008 (寄与率：5.03%)	
③	京西小学校	0.0008 (寄与率：1.64%)	
④	聖ドミニコ学園	0.0008 (寄与率：4.61%)	
⑤	総合運動場	0.0008 (寄与率：3.84%)	
	予測最大着地濃度地点 (計画地の北、約1,000m)	0.0008 (寄与率：5.21%)	

注1) 年平均値は、予測結果の値を小数第五位で四捨五入したものである。

注2) 予測濃度はバックグラウンド濃度及び煙突排出ガス影響濃度を含む。

塩化水素のバックグラウンド濃度：0.0008 (ppm)

(カ) 水銀 (Hg)

施設の稼働に伴う煙突排出ガスによる影響を付加した予測最大着地濃度の年平均値は $0.0020 \mu\text{g}/\text{m}^3$ であり、評価の指標とした「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について（第7次答申）」（平成15年7月31日付け中環審第143号）に示された指針値を下回る。

また、予測濃度に占める煙突排出ガス影響濃度の寄与率は最大着地濃度地点で6.50%である。

なお、施設の稼働に際しては、焼却炉の適切な運転管理等を行い、煙突排出ガス中の汚染物質の排出量を極力抑えるよう努めることにより、施設の稼働に伴う大気質への影響の低減に努める。

したがって、施設の稼働に伴う大気質への影響は最小限に抑えられると考える。

表 6.1-10 水銀の予測濃度の評価結果

単位： $\mu\text{g}/\text{m}^3$

予測地点	項目	予測濃度	指針値
		年平均値	
①	世田谷清掃工場	0.0019 (寄与率：2.40%)	年平均値が 0.04以下
②	桜丘すみれば自然庭園	0.0020 (寄与率：6.27%)	
③	京西小学校	0.0019 (寄与率：2.06%)	
④	聖ドミニコ学園	0.0020 (寄与率：5.76%)	
⑤	総合運動場	0.0020 (寄与率：4.80%)	
	予測最大着地濃度地点 (計画地の北、約1,000m)	0.0020 (寄与率：6.50%)	

注1) 年平均値は、予測結果の値を小数第五位で四捨五入したものである。

注2) 予測濃度はバックグラウンド濃度及び煙突排出ガス影響濃度を含む。
水銀のバックグラウンド濃度： $0.0019 (\mu\text{g}/\text{m}^3)$

イ 短期平均値（1時間値）

上層逆転層発生時の予測濃度は表6.1-11に示すとおりであり、評価の指標とした環境基準、短期暴露指針値、目標環境濃度及び指針値を下回る。

なお、この濃度は、調査期間中の上層逆転層発生時のなかで最も濃度が高くなる気象条件において予測した。高層気象観測結果によると、当該気象条件の出現頻度は1.3%であった。

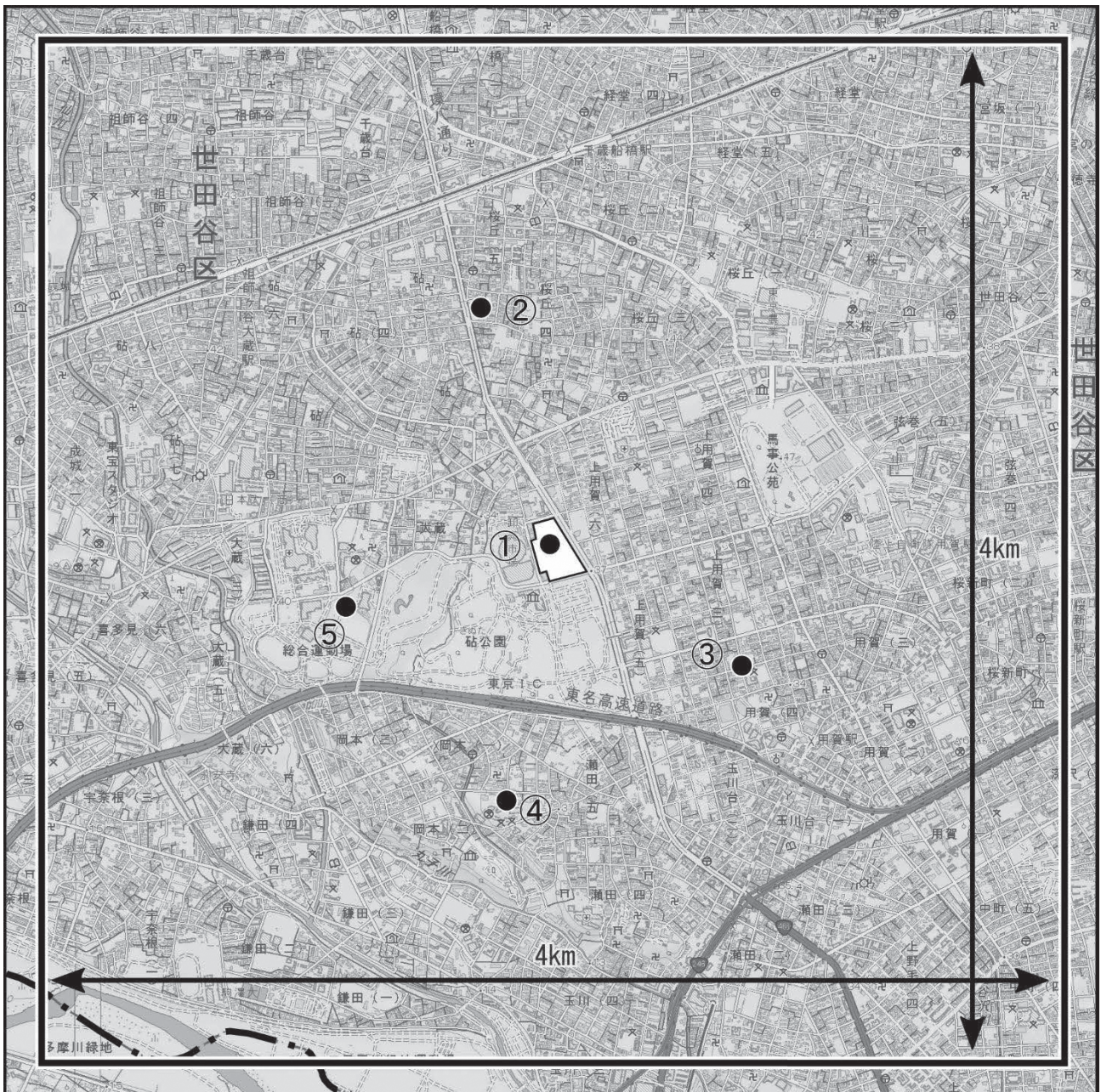
したがって、予測濃度の最大は評価の指標を下回り、出現頻度も低いことから、施設の稼働に伴う大気質への影響は小さいと考える。

表6.1-11 予測濃度の評価結果（上層逆転層発生時）

予測物質	項目	予測濃度	評価の指標	
二酸化硫黄	(ppm)	0.008	0.1以下	環境基準
浮遊粒子状物質	(mg/m ³)	0.053	0.20以下	環境基準
二酸化窒素	(ppm)	0.069	0.1以下	短期暴露指針値
ダイオキシン類	(pg-TEQ/m ³)	0.053	0.6以下	環境基準
塩化水素	(ppm)	0.005	0.02以下	目標環境濃度
水銀	(μg/m ³)	0.008	0.04以下	指針値

注1) 予測濃度は、予測結果の値を小数第四位で四捨五入したものである。

注2) 予測濃度はバックグラウンド濃度及び煙突排出ガス影響濃度を含む。



凡 例

□ : 計画地

— · — : 都県界

● : 予測地点

- ① 世田谷清掃工場
- ② 桜丘すみれば自然庭園
- ③ 京西小学校
- ④ 聖ドミニコ学園
- ⑤ 総合運動場

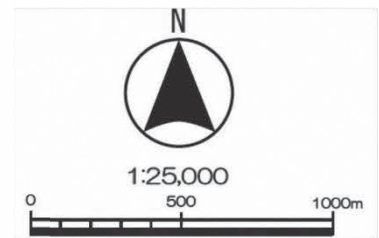


図 6.1-3 施設稼働に伴う排出ガス予測地域・予測地点

(2) ごみ収集車両等の走行に伴う排出ガスによる影響

ごみ収集車両等の走行に伴う排出ガスによる予測濃度の評価の結果は、表6.1-12及び表6.1-13に示すとおりである。

年平均値から日平均値（日平均値の2%除外値又は日平均値の年間98%値）への換算は、計画地から半径5km以内の自動車排出ガス測定局における過去5年間（平成29年度から令和3年度まで）の測定結果から得られる年平均値と日平均値の換算式を用いて行った。

ア 浮遊粒子状物質（SPM）

予測濃度の日平均値の2%除外値は道路端で0.029mg/m³であり、評価の指標とした環境基準を下回る。

また、予測濃度の年平均値に占めるごみ収集車両等影響濃度の寄与率は、0.01未満～0.03%である。

したがって、予測濃度に占めるごみ収集車両等影響濃度の寄与率は小さく、ごみ収集車両等の走行に伴う大気質への影響は小さいと考える。

表 6.1-12 浮遊粒子状物質予測濃度の評価結果

単位：mg/m³

予測地点	予測濃度		環境基準
	年平均値	日平均値の2%除外値	
① 上用賀五丁目住宅前 (環状八号線)	0.013 (寄与率 0.01%)	0.029	日平均値の2%除外値が 0.10 以下
② 上用賀五丁目住宅前 (用賀七条通り)	0.013 (寄与率 0.03%)	0.029	
③ 大蔵一丁目住宅前	0.013 (寄与率 0.01%未満)	0.029	

注1) 年平均値は、予測結果において、道路端の高い方の濃度を小数第四位で四捨五入したものである。

注2) 予測濃度はバックグラウンド濃度及びごみ収集車両等影響濃度を含む。
浮遊粒子状物質のバックグラウンド濃度：0.013 (mg/m³)

イ 二酸化窒素 (NO₂)

予測濃度の日平均値の年間98%値は道路端で0.034~0.037ppmであり、評価の指標とした環境基準を下回る。

また、予測濃度の年平均値に占めるごみ収集車両等影響濃度の寄与率は、0.17~6.92%である。

したがって、予測濃度に占めるごみ収集車両等影響濃度の寄与率は小さく、ごみ収集車両等の走行に伴う大気質への影響は小さいと考える。

表 6.1-13 二酸化窒素予測濃度の評価結果

単位：ppm

予測地点	予測濃度		環境基準
	年平均値	日平均値の 年間 98%値	
① 上用賀五丁目住宅前 (環状八号線)	0.018 (寄与率 1.10%)	0.037	日平均値の年間 98%値が 0.04 から 0.06 までの ゾーン内又はそれ以下
② 上用賀五丁目住宅前 (用賀七条通り)	0.015 (寄与率 6.92%)	0.034	
③ 大蔵一丁目住宅前	0.018 (寄与率 0.17%)	0.036	

注1) 年平均値は、予測結果において、道路端の高い方の濃度を小数第四位で四捨五入したものである。

注2) 予測濃度はバックグラウンド濃度及びごみ収集車両等影響濃度を含む。
二酸化窒素のバックグラウンド濃度：0.013 (ppm)

6.2 悪臭

6.2.1 環境保全のための措置

6.2.1.1 予測に反映した措置

工事の完了後において、以下に示す環境保全のための措置を行う。

- ・工場棟は密閉化を原則とし、外部との開口部分は必要最低限にとどめる。
- ・プラットホーム出入り口には自動扉、エアカーテンを設け、プラットホームを外気と遮断する。
- ・ごみバンクのゲート（扉）は、ごみ投入時以外は閉鎖して外部に臭気が漏れるのを防止する。
- ・焼却炉の稼働時には、ごみバンク内の空気を燃焼用空気として強制的に焼却炉に吸引し、ごみバンク内を負圧に保ち、外部に臭気が漏れないようにする。
- ・ごみバンク内の臭気は焼却炉へ送り込まれ、焼却により臭気物質を800℃以上の高温で熱分解することにより、無臭化を図る。
- ・定期補修工事中など焼却炉停止時には、ごみバンク内の空気を脱臭装置に送り、活性炭吸着により処理するとともに、ごみバンク内を負圧に保ち、外部に臭気が漏れないようにする。
- ・焼却炉停止時に使用する脱臭装置は、ごみバンク内の気積に見合ったものとする事により、脱臭能力を確保する。
- ・ごみ収集車両の車体に付着したごみや汚水は、工場退出時に洗車装置で適宜洗車する。また、清掃工場内の道路は適宜洗浄する。
- ・計画施設のプラント設備から排出されるプラント汚水については、清掃工場内に設置する汚水処理設備にて、凝集沈殿処理及びろ過処理を行い、公共下水道へ排出する。また、計画施設から発生する生活排水については、公共下水道へ排出する。

6.2.2 評価の結果

6.2.2.1 敷地境界

計画施設の稼働時における敷地境界の評価結果は表6.2-1に示すとおりである。

予測結果は、臭気指数10未満であり、評価の指標とした「悪臭防止法」及び「東京都環境確保条例」に定める規制基準（臭気指数12）を下回っており、発生する臭気が日常に及ぼす影響は小さいと考える。

表 6.2-1 敷地境界の評価結果

評価対象	臭気指数	
	予測結果	規制基準
計画地敷地境界	<10	12

注) 規制基準は、悪臭防止法における臭気指数第1号規制基準を示し、第二種区域における敷地境界線での値である。

6.2.2.2 煙突等気体排出口

計画施設の稼働時における煙突等気体排出口の評価結果は表6.2-2に示すとおりである。

臭気排出強度の予測結果は、焼却設備が1炉当たり $2.4 \times 10^6 \text{ m}^3 \text{ N/min}$ 、脱臭装置（出口）が $3.0 \times 10^5 \text{ m}^3 \text{ N/min}$ であり、評価の指標とした「悪臭防止法」及び「東京都環境確保条例」に定める規制基準（焼却設備： $2.4 \times 10^8 \text{ m}^3 \text{ N/min}$ 、脱臭装置： $2.7 \times 10^7 \text{ m}^3 \text{ N/min}$ ）を下回っており、発生する臭気が日常に及ぼす影響は小さいと考える。

表 6.2-2 煙突等気体排出口の評価結果

評価対象	臭気排出強度 (m ³ N/min)	
	予測結果	規制基準
焼却設備 (1炉当たり)	2.4×10 ⁶	2.4×10 ⁸
脱臭装置 (出口)	3.0×10 ⁵	2.7×10 ⁷

注) 規制基準は、悪臭防止法における臭気指数第2号規制基準を示し、第二種区域における煙突等気体排出口での値である。なお、基準算出の設定条件は計画施設の諸条件とし、悪臭防止法施行規則第6条の2に定める方法により、以下のとおりとした。

【焼却設備】

排出口高さ：100m、排出口口径：1.6m、目標臭気指数：12

排出口から敷地境界までの最短距離：18m

周辺最大建物高さ：37m

周辺最大建物から敷地境界までの最短距離：24m

排出ガス流量 (湿り)：1,874m³N/min、排出ガス温度：190℃

【脱臭装置】

排出口高さ：100m、排出口口径：1.5m、目標臭気指数：12

排出口から敷地境界までの最短距離：18m

周辺最大建物高さ：37m

周辺最大建物から敷地境界までの最短距離：24m

排出ガス吐出速度：15m/s、排出ガス温度：29℃

6.2.2.3 排水

計画施設の稼働時における排水の評価結果は表6.2-3に示すとおりである。

予測結果は臭気指数14であり、評価の指標とした「悪臭防止法」及び「東京都環境確保条例」に定める規制基準 (臭気指数28) を下回る。

なお、計画施設からの排水は全て公共下水道へ排出し、公共用水域へは排出しない。

したがって、発生する臭気が日常に及ぼす影響は小さいと考える。

表 6.2-3 排水の評価結果

評価対象	臭気指数	
	予測結果	規制基準
排水	14	28

注) 規制基準は、悪臭防止法における臭気指数第3号規制基準を示し、計画施設が該当する第二種区域における排水の値である。

6.3 騒音・振動

6.3.1 環境保全のための措置

6.3.1.1 予測に反映した措置

(1) 工事の施行中

- ・ 工事用車両の走行にあたっては、規制速度を厳守する。
- ・ 計画地の敷地境界に高さ 3 m 程度の仮囲いを設ける。

(2) 工事の完了後

- ・ ごみ収集車両等の走行にあたっては、規制速度を厳守する。
- ・ 工場設備は原則として、屋内に設置する。また、必要な壁に吸音材を取り付ける等、騒音を減少させる対策を行う。
- ・ 冷却塔にはサイレンサーを設置する。

6.3.1.2 予測に反映しなかった措置

(1) 工事の施行中

- ・ 解体には、事前に騒音・振動対策を計画し、発生を極力少なくするよう努める。
- ・ 工事には、可能な限り低騒音型・低振動型の建設機械や工法を採用する。既存建築物及び煙突外筒の解体に当たっては、ワイヤーソー等静的工法を可能な限り採用していく。
- ・ 工事は、周辺に著しい影響を及ぼさないように、事前に工事工程を十分に計画する。また、早朝、夜間及び日曜、祝日の作業は原則として行わない。
- ・ 建設機械類の配置については、1 か所で集中稼働することのないように、事前に作業計画を十分に検討する。
- ・ 工事用車両の搬出入については、車両の走行ルートの特約、安全走行等により、騒音・振動の低減に努める。また、特殊な車両となる場合以外、早朝、夜間及び日曜、祝日の搬出入は原則として行わない。
- ・ 工事用車両の走行については、運転手等の関係者に環境保全のための措置の内容を周知徹底する。

(2) 工事の完了後

- ・ 騒音対策が必要な機器（ボイラ用安全弁等）には消音器を設置する。また、給排気設備にはガラリやチャンバー室を設ける等、必要に応じて騒音対策を講じる。
- ・ ごみ収集車両等の運行については、運転手等の関係者に環境保全のための措置の内容を周知徹底し、周辺環境に配慮するよう、速度厳守などの注意喚起に努める。
- ・ 振動の発生するおそれのある設備機器には、防振ゴムを取り付ける等の振動対策を行う。

6.3.2 評価の結果

6.3.2.1 工事の施行中

(1) 建設機械の稼働に伴う騒音・振動

ア 建設機械の稼働に伴う騒音

建設機械の稼働に伴う騒音の評価の結果は、表6.3-1に示すとおりである。また、予測地点は図6.3-1に示すとおりである。

予測結果は、解体・土工事（28か月目）で76dB、く体・プラント工事（56～58か月目）で80dBであり、全ての地点において評価の指標とした「騒音規制法」に定める特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準（85dB）及び「東京都環境確保条例」に定める指定建設作業に係る騒音の勧告基準（80dB）を満足する。

さらに、低騒音型の建設機械や工法を採用し、周辺に著しい影響を及ぼさないように工事工程を十分に計画する等の対策を講じることから、建設機械の稼働に伴う騒音の影響は最小限に抑えられると考える。

表 6.3-1 建設機械の稼働に伴う騒音の評価結果（敷地境界）

主な工種			経過月数	予測地点 (最大値出現地点)	騒音レベル(dB)	
					予測結果 (最大値)	規制基準 勧告基準
(1)	解体・土工事	地下部解体、埋戻し	28 か月目	④ 敷地境界西側	76	85 ^{注1)}
(2)	く体・プラント工事	建方（計画建物、煙突）	56～58 か月目	④ 敷地境界西側	80	80 ^{注2)}

注1) 28か月目の規制基準・勧告基準は、「騒音規制法」に定める特定建設作業に伴って発生する騒音の規制基準を示す。

注2) 56～58か月目の規制基準・勧告基準は、「東京都環境確保条例」に定める指定建設作業に係る騒音の勧告基準を示す。

注3) 予測結果は、小数第一位を四捨五入し、整数表示とした。

イ 建設機械の稼働に伴う振動

建設機械の稼働に伴う振動の評価の結果は、表6.3-2に示すとおりである。また、予測地点は図6.3-1に示すとおりである。

予測結果は、解体・土工事（28か月目）で62dB、く体・プラント工事（64～65か月目）で68dBであり、全ての地点において評価の指標とした「振動規制法」に定める特定建設作業の規制に関する基準（75dB）及び「東京都環境確保条例」に定める指定建設作業に係る振動の勧告基準（70dB）を下回る。

さらに、低振動型の建設機械や工法を採用し、周辺に著しい影響を及ぼさないように工事工程を十分に計画する等の対策を講じることから、建設機械の稼働に伴う振動の影響は最小限に抑えられると考える。

表 6.3-2 建設機械の稼働に伴う振動の評価結果（敷地境界）

主な工種			経過月数	予測地点 (最大値出現地点)	振動レベル(dB)	
					予測結果 (最大値)	規制基準 勧告基準
(1)	解体・土工事	地下部解体、埋戻し	28 か月目	④ 敷地境界西側	62	75 注1)
(2)	く体・プラント工事	建方（計画建物、付帯設備）、 外構	64～65 か月目	④ 敷地境界西側	68	70 注2)

注1) 28か月目の規制基準・勧告基準は、「振動規制法」に定める特定建設作業の規制に関する基準を示す。

注2) 64～65か月目の規制基準・勧告基準は、「東京都環境確保条例」に定める指定建設作業に係る振動の勧告基準を示す。

注3) 予測結果は、小数第一位を四捨五入し、整数表示とした。



凡 例

- : 計画地
- : 工場棟
- : 待機所・洗車棟
- : 煙突
- : 緑地
- : 既存工場棟

- : 予測地点
敷地境界の各辺 (①~④) における
最大値出現地点

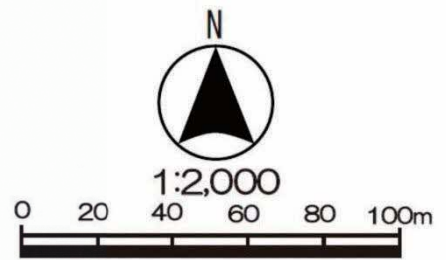


図6.3-1 建設機械の稼働及び施設の稼働に伴う騒音・振動予測地点

(2) 工事用車両の走行に伴う道路交通の騒音・振動

ア 工事用車両の走行に伴う道路交通の騒音

工事用車両の走行に伴う道路交通の騒音の評価の結果は、表6.3-3に示すとおりである。また、予測地点は図6.3-2に示すとおりである。

予測結果は、64dB～71dBであり、地点②及び地点③において評価の指標とした「環境基本法」に基づく騒音に係る環境基準（②：60dB、③：70dB）を超えている。ただし、環境基準を超えているものの、現況ごみ収集車両等を含んだ現況調査結果に対する騒音レベルの増加分は地点①で1(0.2)dB、地点②で2(1.1)dB、地点③で0(0.1)dBであり、現況と同程度と予測される。

工事の実施にあたっては、工事用車両の走行ルートの限定、安全走行等により騒音の低減に努めることから、工事用車両の走行に伴う道路交通の騒音の影響は小さいと考える。

表 6.3-3 工事用車両の走行に伴う道路交通の騒音の評価結果

予測地点		等価騒音レベル L_{Aeq} (dB)			
		現況調査結果	現況調査結果に対する騒音レベルの増加分	予測結果	環境基準
①	上用賀五丁目住宅前 (環状八号線)	68	1(0.2)	69	70
②	上用賀五丁目住宅前 (用賀七条通り)	<u>62</u>	2(1.1)	<u>64</u>	60
③	大蔵一丁目住宅前	<u>71</u>	0(0.1)	<u>71</u>	70

注1) 表中の環境基準は、「環境基本法」に基づく騒音に係る環境基準を示す。

注2) 現況調査結果及び予測結果は、小数第一位を四捨五入し、整数表示とした。

注3) 予測の時間帯は、「環境基本法」に基づく騒音の環境基準による昼間の時間区分（6時～22時）である。

注4) 下線部は、環境基準超過を示す。

イ 工事用車両の走行に伴う道路交通の振動

工事用車両の走行に伴う道路交通の振動の評価の結果は、表6.3-4に示すとおりである。また、予測地点は図6.3-2に示すとおりである。

予測結果は、昼間が地点①で48dB、地点②で42dB、地点③で54dB、夜間が地点①で46dB、地点②で38dB、地点③で52dBであり、全ての地点において、評価の指標とした「東京都環境確保条例」に定める日常生活等に適用する規制基準（昼間60dB、夜間55dB）を下回る。また、現況ごみ収集車両等を含んだ現況調査結果に対する振動レベルの増加分は昼間が地点①で1(0.2)dB、地点②で2(2.1)dB、地点③で0(0.1)dB、夜間が地点①で1(0.1)dB、地点②で2(1.4)dB、地点③で0(0.0)dBである。

工事の実施にあたっては、工事用車両の走行ルート限定、安全走行等により振動の低減に努めることから、工事用車両の走行に伴う道路交通の振動の影響は小さいと考える。

表 6.3-4 工事用車両の走行に伴う道路交通の振動の評価結果

予測地点		時間 区分	振動レベル L_{10} (dB)			
			現況調査結果	現況調査結果に対する振動レベルの増加分	予測結果	規制基準
①	上用賀五丁目住宅前 (環状八号線)	昼間	47	1(0.2)	48	60
		夜間	45	1(0.1)	46	55
②	上用賀五丁目住宅前 (用賀七条通り)	昼間	40	2(2.1)	42	60
		夜間	36	2(1.4)	38	55
③	大蔵一丁目住宅前	昼間	54	0(0.1)	54	60
		夜間	52	0(0.0)	52	55

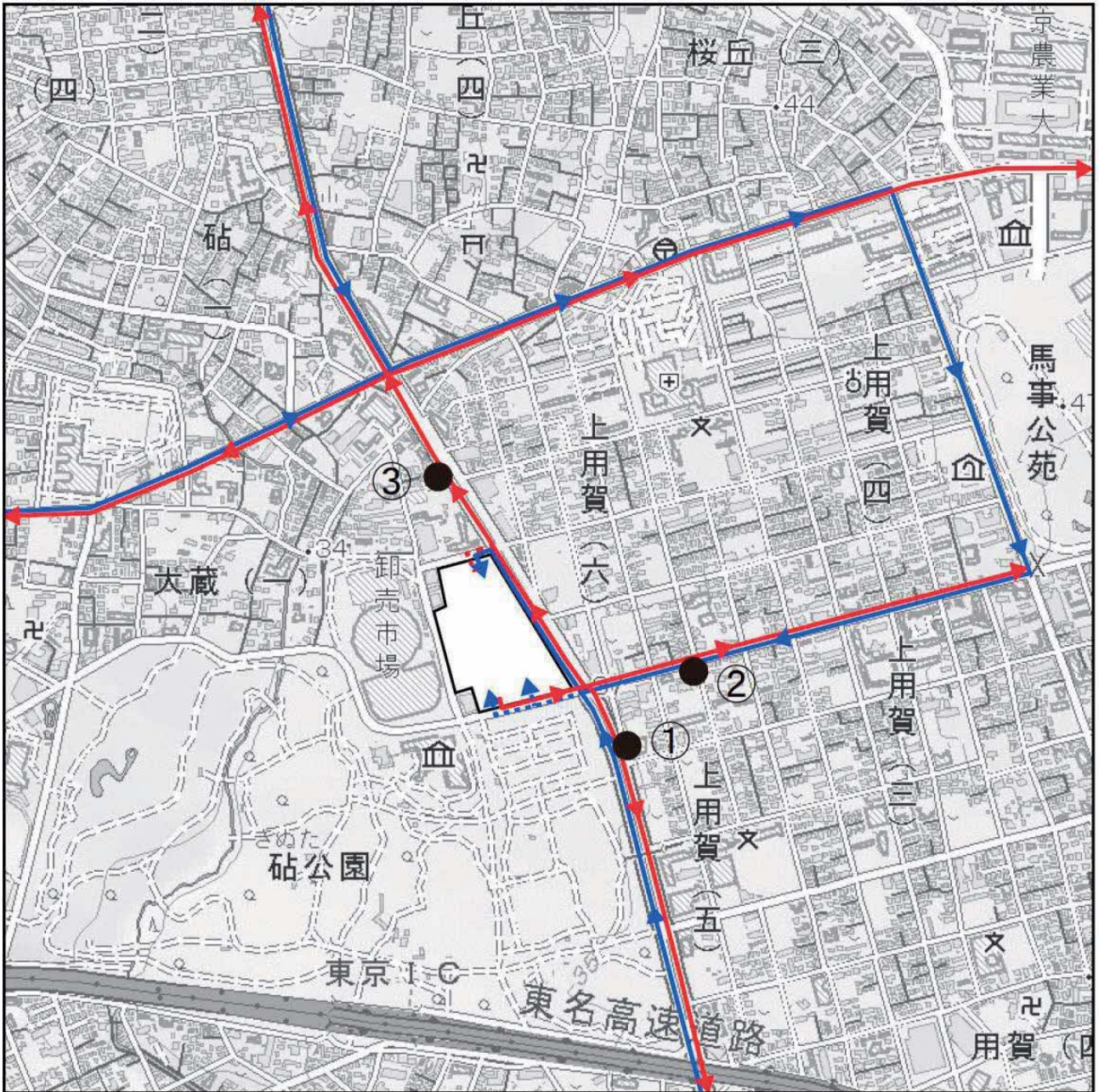
注1) 「東京都環境確保条例」に定める規制基準による時間区分は以下のとおりである。

第一種区域 昼間：8時～19時、夜間：19時～8時

注2) 現況調査結果及び予測結果は、小数第一位を四捨五入し、整数表示とした。

注3) 昼間の予測結果は、8時～19時の各時間帯の振動レベルの最大値を示す。

注4) 夜間の予測結果は、7時～8時の振動レベルを示す。



凡例

□ : 計画地

● : 道路交通騒音・振動予測地点

① 上用賀五丁目住宅前(環状八号線)

② 上用賀五丁目住宅前(用賀七条通り)

③ 大蔵一丁目住宅前

→ (solid blue) : 工事用車両・ごみ収集車両等入車方向

→ (dotted blue) : 工事用車両入車方向

→ (solid red) : 工事用車両・ごみ収集車両等出車方向

→ (dotted red) : 工事用車両出車方向



1:10,000

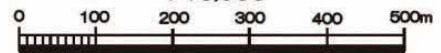


図 6.3-2 工事用車両及びごみ収集車両等の走行に伴う道路交通の騒音・振動予測地点

6.3.2.2 工事の完了後

(1) 施設の稼働に伴う騒音・振動

ア 施設の稼働に伴う騒音

施設の稼働に伴う騒音の評価結果は、表6.3-5に示すとおりである。また、予測地点は図6.3-1に示すとおりである。

予測結果は、昼間、朝・夕、夜間ともに38～48dBであり、全ての地点において評価の指標とした「騒音規制法」に定める特定工場等に係る規制基準及び「東京都環境確保条例」に定める工場及び指定作業場に係る騒音の規制基準（両基準とも朝・夕55dB、昼間60dB、夜間50dB）を下回る。

さらに、騒音対策が必要な機器には消音器を設置する等、必要に応じて騒音対策を講じることから、施設の稼働に伴う騒音の影響は最小限に抑えられると考える。

表 6.3-5 施設の稼働に伴う騒音の評価結果（敷地境界）

予測地点		騒音レベル (dB)					
		予測結果			規制基準		
		時間区分	昼間	朝・夕	夜間	昼間	朝・夕
①	敷地境界北側	38	38	38	60	55	50
②	敷地境界東側	46	46	46	60	55	50
③	敷地境界南側	40	40	40	60	55	50
④	敷地境界西側	48	48	48	60	55	50

注1) 表中の規制基準は、「騒音規制法」及び「東京都環境確保条例」に定める規制基準を示す。

注2) 予測結果は、小数第一位を四捨五入し、整数表示とした。

注3) 時間区分：朝6時～8時、昼間8時～20時、夕20時～23時、夜間23時～6時

イ 施設の稼働に伴う振動

施設の稼働に伴う振動の評価の結果は、表6.3-6に示すとおりである。また、予測地点は図6.3-1に示すとおりである。

予測結果は、昼間、夜間ともに25dB未満～27dBであり、全ての地点において評価の指標とした「振動規制法」に定める特定工場等において発生する振動に係る規制基準及び「東京都環境確保条例」に定める工場及び指定作業場に係る振動の規制基準（両基準とも昼間65dB、夜間60dB）を下回る。

さらに、振動の発生するおそれのある設備機器については、防振ゴムを取り付ける等の振動対策を行うことから、施設の稼働に伴う振動の影響は最小限に抑えられると考える。

表 6.3-6 施設の稼働に伴う振動の評価結果（敷地境界）

予測地点		振動レベル (dB)			
		予測結果		規制基準	
		時間区分	昼間	夜間	昼間
①	敷地境界北側	<25	<25	65	60
②	敷地境界東側	26	26	65	60
③	敷地境界南側	<25	<25	65	60
④	敷地境界西側	27	27	65	60

注1) 表中の規制基準は、「振動規制法」及び「東京都環境確保条例」に定める規制基準を示す。

注2) 時間区分：昼間8時～20時、夜間20～8時

(2) ごみ収集車両等の走行に伴う道路交通の騒音・振動

ア ごみ収集車両等の走行に伴う道路交通の騒音

ごみ収集車両等の走行に伴う道路交通の騒音の評価の結果は、表6.3-7に示すとおりである。また、予測地点は図6.3-2に示すとおりである。

予測結果は、昼間で地点①が69dB、地点②が64dB、地点③が71dB、夜間が地点①で69dB、地点②が56dB、地点③が71dBであり、地点①の昼間以外において評価の指標とした「環境基本法」に基づく騒音に係る環境基準を上回る。ただし、地点①の昼間以外では環境基準を上回るものの、現況ごみ収集車両等を含んだ現況調査結果に対する騒音レベルの増加分は0(0.0)dB～2(1.3)dBであり、現況と同程度と予測される。

ごみ収集車両等の走行にあたっては、周辺環境に配慮するよう速度厳守の注意喚起を行うなど騒音の低減に努めることから、ごみ収集車両等の走行に伴う道路交通の騒音の影響は小さいと考える。

表 6.3-7 ごみ収集車両等の走行に伴う道路交通の騒音の評価結果

予測地点	区分	等価騒音レベル L_{Aeq} (dB)			
		現況調査結果	現況調査結果に対する騒音レベルの増加分	予測結果	環境基準
① 上用賀五丁目住宅前 (環状八号線)	昼間	68	1(0.1)	69	70
	夜間	<u>69</u>	0(0.0)	<u>69</u>	65
② 上用賀五丁目住宅前 (用賀七条通り)	昼間	<u>62</u>	2(1.3)	<u>64</u>	60
	夜間	<u>56</u>	0(0.1)	<u>56</u>	55
③ 大蔵一丁目住宅前	昼間	<u>71</u>	0(0.0)	<u>71</u>	70
	夜間	<u>71</u>	0(0.0)	<u>71</u>	65

注1) 表中の環境基準は、「環境基本法」に基づく騒音に係る環境基準を示す。

注2) 現況調査結果及び予測結果は、小数第一位を四捨五入し、整数表示とした。

注3) 予測の時間帯は、「環境基本法」に基づく騒音の環境基準による時間区分（昼間：6時～22時、夜間：22時～6時）である。

注4) 下線部は、環境基準超過を示す。

注5) 「ごみ収集車両等」は、世田谷清掃工場に搬出入するごみ収集車両等とした。

イ ごみ収集車両等の走行に伴う道路交通の振動

ごみ収集車両等の走行に伴う道路交通の振動の評価の結果は、表6.3-8に示すとおりである。また、予測地点は図6.3-2に示すとおりである。予測結果は、昼間で地点①が48dB、地点②が43dB、地点③が54dB、夜間が地点①で50dB、地点②が36dB、地点③が55dBであり、全ての地点において、評価の指標とした「東京都環境確保条例」に定める日常生活に適用する規制基準（昼間：60dB、夜間55dB）を満足する。また、現況ごみ収集車両等を含んだ現況調査結果に対する振動レベルの増加分は、昼間が地点①で1(0.1)dB、地点②で4(3.7)dB、地点③で0(0.1)dB、夜間が地点①で0(0.0)dB、地点②で0(0.1)dB、地点③で0(0.0)dBである。

ごみ収集車両等の走行にあたっては、周辺環境に配慮するよう速度厳守の注意喚起を行うなど振動の低減に努めることから、ごみ収集車両等の走行に伴う道路交通の振動の影響は小さいと考える。

表 6.3-8 ごみ収集車両等の走行に伴う道路交通の振動の評価結果

予測地点		時間区分	振動レベル L_{10} (dB)			
			現況調査結果	現況調査結果に対する振動レベルの増加分	予測結果	規制基準
①	上用賀五丁目住宅前 (環状八号線)	昼間	47	1(0.1)	48	60
		夜間	50	0(0.0)	50	55
②	上用賀五丁目住宅前 (用賀七条通り)	昼間	39	4(3.7)	43	60
		夜間	36	0(0.1)	36	55
③	大蔵一丁目住宅前	昼間	54	0(0.1)	54	60
		夜間	55	0(0.0)	55	55

注1) 「東京都環境確保条例」に定める規制基準による時間区分は以下のとおりである。

第一種区域 昼間：8時～19時、夜間：19時～8時

注2) 現況調査結果及び予測結果は、小数第一位を四捨五入し、整数表示とした。

注3) 昼間の予測結果は、ごみ収集車両等の走行時間（5時～17時）のうち注1の昼間に該当する8時～17時の各時間帯の振動レベルの最大値を示す。

注4) 夜間の予測結果は、ごみ収集車両等の走行時間（5時～17時）のうち注1の夜間に該当する5時～8時の各時間帯の振動レベルの最大値を示す。

注5) 「ごみ収集車両等」は、世田谷清掃工場に搬出入するごみ収集車両等とした。

6.4 土壌汚染

6.4.1 環境保全のための措置

6.4.1.1 予測に反映した措置

工事の施行中において、以下に示す環境保全のための措置を行う。

(1) 有害物質の土壌汚染状況調査等

既存施設の除却に先立ち、「土壌汚染対策法」第4条等に基づき有害物質の土壌汚染状況調査等を行う。調査にあたっては「東京都土壌汚染対策指針」等に基づき調査単位区画を設定し、調査区画が建物下など工事着手前に調査が実施できない区画がある場合、工事の進捗に合わせ当該区画の調査を実施する。

なお、土壌汚染状況調査により汚染土壌処理基準等を超えていると認められる場合、「東京都土壌汚染対策指針」等に基づき汚染土壌の範囲を確定するとともに、汚染の除去や拡散防止措置といった関連法令に基づく適切な対策を講じ、事後調査報告書において報告する。

(2) 建設発生土を搬出する場合の受入基準の確認

本事業に伴う建設発生土を搬出する場合は、土壌中の有害物質等が「東京都建設発生土再利用センター」等の受入基準に適合していることを確認の上、搬出する。

(3) 汚染土壌の適切な処理

汚染土壌の適切な処理は、「工場・事業場におけるダイオキシン類に係る土壌汚染対策の手引き」（令和元年6月、環境省水・大気環境局土壌環境課）を参考とし、以下のとおり適切に対応する。

(1)の調査において確認された汚染土壌を区域外へ搬出する場合は、「汚染土壌の運搬に関するガイドライン」に基づき、運搬車両にシート掛け等を行ったうえで適切に運搬する。また、「東京都環境確保条例」及び「土壌汚染対策法」に基づき、許可を受けた汚染土壌処理施設へ搬出し適切に処理する。

ダイオキシン類における汚染が確認された場合は、「ダイオキシン類基準不適合土壌の処理に関するガイドライン」に基づき、適切に処理する。

6.4.1.2 予測に反映しなかった措置

工事における排水にあたっては、6.4.1.1(1)又は(2)の調査において有害物質等による汚染土壌が確認された場合は、適宜仮設の汚水処理設備等を設置し、下水排除基準に適合するよう適切に処理した後、公共下水道に放流する。

6.4.2 評価の結果

6.4.2.1 土壌中の有害物質等の濃度

施設稼働中において、計画地内(37地点)の現況調査を行った範囲(図6.4-1参照)では、全調査地点の有害物質溶出量及び含有量は、全調査項目で「東京都環境確保条例」に定める汚染土壌処理基準を下回った。また、ダイオキシン類についても、「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく環境基準及び調査指標値を下回った。

また、既設工場棟の解体作業実施前に設備内部付着物の除去を行うことで、ごみや灰等に含まれる汚染物質は事前に除去されるため、工事中の作業により土壌が汚染されるおそれはない。さらに、現況調査を実施できなかった既存施設の存在する範囲を含め、除却や土地の改変に先立ち関係法令に基づいた土壌汚染状況調査等を実施する。この調査において土壌の汚染が認められた場合は、汚染の除去や拡散防止措置等、関係法令に基づき適切に対策を講じることから、評価の指標を満足すると考える。

なお、関係法令に基づいた土壌汚染状況調査の結果、及び汚染の除去や拡散防止措置等の対策内容については、「東京都環境影響評価条例」の手続の進捗状況に合わせて事後調査報告書において報告する。

6.4.2.2 地下水への溶出の可能性の有無

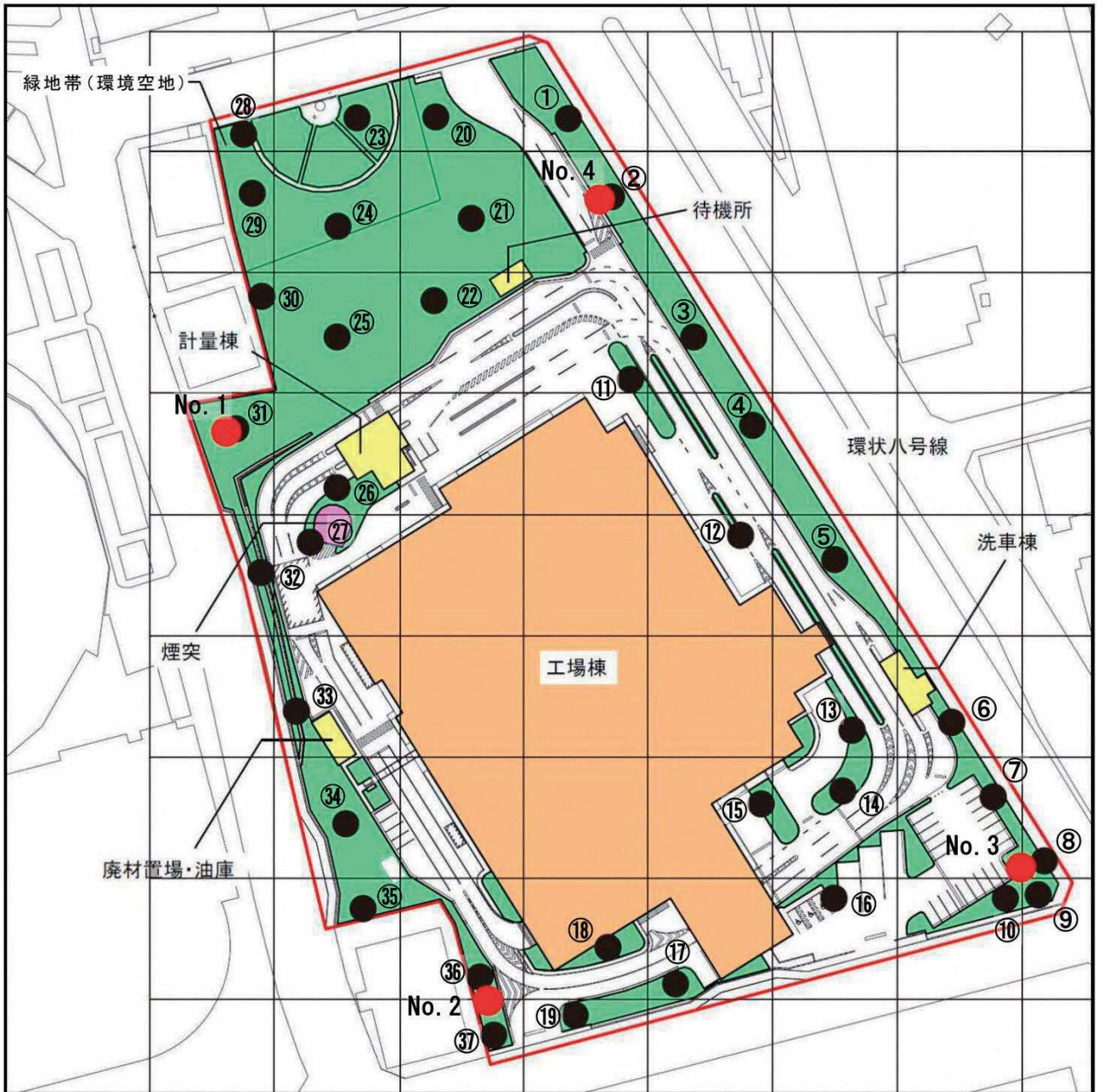
不圧地下水について計画地内の現況調査(図6.4-1参照)を行った結果、全調査項目で地下水中の有害物質の濃度は「環境基本法」に基づく環境基準を下回った。また、ダイオキシン類についても「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく環境基準を下回った。

したがって、6.4.2.1に示すとおり、新たに土壌が汚染されるおそれがないことから、工事の実施により地下水が汚染されることはないと考ええる。

6.4.2.3 新たな土地への汚染の拡散の可能性の有無

6.4.2.1及び6.4.2.2に示すとおり、現況調査を行った範囲において汚染土壌は生じないと予測する。また、現況調査を実施できなかった範囲においても、今後除却や土地の改変に先立ち土壌汚染状況調査等を実施し、汚染が確認された場合は関係法令に基づき適切に対策を講じる。

したがって、新たな地域に土壌汚染を拡散させることはなく、評価の指標を満足すると考える。



凡 例

- : 計画地
- : 工場棟
- : 計量棟・洗車棟等
- : 煙突
- : 緑地
- : 土壌調査地点
- : 地下水調査地点

注) 計画地内の施設配置は既存施設を表す。

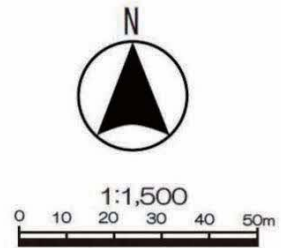


図 6. 4-1 土壌及び地下水質調査地点

6.5 地盤

6.5.1 環境保全のための措置

6.5.1.1 予測に反映した措置

(1) 工事の施行中

- ・工事に際しては、止水性に優れたSMW工法による山留壁を工場GL約-28mまで貫入させ、遮水を行う。
- ・山留壁の詳細な根入れ深さは、地盤調査の結果を考慮の上決定する。
- ・山留壁を支える支保工は、地盤アンカー工法を基本とし、部分的に鋼製支持工等を併用することで支持する。
- ・山留壁に切梁支保工を設ける等、山留壁の変位を最小に留め、山留壁周辺への影響を小さくする。

(2) 工事の完了後

- ・計画建築物の地下構造物は、土圧・水圧に耐える十分な剛性を持つものとする。

6.5.1.2 予測に反映しなかった措置

(1) 工事の施行中

- ・掘削工事に先立ち観測井を設置し、工事の施行中における主要帯水層の地下水位の変動を把握するとともに、掘削工事着手前より定期的に水準測量を行うことで地盤面の変位を把握し、異常があった場合には適切に対処する。
- ・盤ぶくれ等が生じるおそれがある場合には、事業者が所有する他の清掃工場の建替工事事例も考慮しディープウェル等を行うが、必要に応じてリチャージウェル等を設置して、周辺地下水の水位及び流況への影響を防止する。また、必要に応じて追加調査を実施し、結果に応じて山留壁の根入れを更に深くする等、周辺への影響を最小限に留める対策を講じる。

(2) 工事の完了後

- ・計画建築物の地下く体工事完了後から地下水の状況が安定するまでの一定の期間中、観測井を設置し地下水位の測定を行い、異常があった場合には適切に対処する。
- ・計画建築物の地下く体工事完了後から地盤が安定するまでの期間において水準測量により地盤面の変位の測定を行い、異常があった場合には適切に対処する。

6.5.2 評価の結果

6.5.2.1 工事の施行中

(1) 掘削工事及びそれに伴う山留壁の設置による地盤の変形の範囲及び程度

工事の施行中における掘削工事においては、十分に安定性が確保されている山留壁(SMW)や地盤アンカー工法及び部分的に鋼製支持工等を採用する。更に、掘削工事の進捗に合わせ、必要に応じ切梁支保工を設ける等、山留壁面への土圧・水圧に対する補強を行うことで、山留壁に著しい変化は生じないとする。

また、掘削工事着手前より定期的に水準測量を行うことで地盤面の変位を把握し、異常があった場合には適切に対処する等の対策も講じることから周辺への影響を最小限に留めるよう対策を実施する。

したがって、掘削工事及びそれに伴う山留壁の設置による地盤の変形の範囲及び程度は小さく、周辺の建物に影響を及ぼさないことから、評価の指標を満足すると考える。

(2) 地下水の水位及び流況の変化による地盤沈下の範囲及び程度

工事の施行中における掘削工事について、掘削深度の深い区域(GL約-25m)は、遮水性の高い山留壁(SMW)により掘削区域を囲み、かつ、その先端をGL約-28mまで根入れして、各帯水層からの湧水の抑制及び下側から回り込む地下水の流入を防止することから、計画地周辺の地下水位を著しく低下させることはなく、流況が大きく変化することはないと考える。

なお、工事着手前から水位安定後より最低1年間の期間で水準測量を実施し、異常があった場合には適切に対処する等の対策を講じる。

また、盤ぶくれ等が生じるおそれがある場合には、既存施設の建替工事事例も考慮し、ディープウェル又は必要に応じてリチャージウェル等を設置して、周辺地下水の水位及び流況への影響を防止する等の対策も講じることから、周辺への影響を最小限に留められると考える。

したがって、掘削工事が計画地周辺の地下水に及ぼす影響は小さく、地下水の水位及び流況の変化による地盤沈下の範囲及び程度は小さいことから、評価の指標を満足すると考える。

6.5.2.2 工事の完了後

(1) 地下構造物の存在による地盤の変形の範囲及び程度

計画建築物の地下構造物は、土圧・水圧に耐える十分な剛性を持つものとする計画である。これにより地下く体工事完了後においては、山留壁（SMW）及び地下構造物によって地盤の安定性が保たれ、地盤の変形の程度は小さいものとする。

なお、計画建築物の地下く体工事完了後から地盤が安定するまでの期間で水準測量を実施し、異常があった場合には適切に対処する等の対策を講じる。

したがって、地下構造物の存在に起因する地盤の変形の範囲及び程度は小さく、周辺の建物に影響を及ぼさないことから、評価の指標を満足すると考える。

(2) 地下水の水位及び流況の変化による地盤沈下の範囲及び程度

工事の完了後における地下水の流況については、地下構造物の規模が地下水面の広がりからみると小さく局所的であり、地下水は構造物の周囲を迂回して流れると考えられる。よって地下水の水位及び流況への影響は小さいと考える。

また、計画建築物の地下く体工事完了後から一定の期間中、観測井を設置し地下水位の測定を行う。

したがって、地下構造物の存在に起因する地下水の水位及び流況の変化が生じる可能性は低く、計画地周辺の地下水の変動による地盤沈下の範囲及び程度は小さいことから、評価の指標を満足すると考える。

6.6 水循環

6.6.1 環境保全のための措置

6.6.1.1 予測に反映した措置

(1) 工事の施行中

- ・工事に際しては、止水性に優れたSMW工法による山留壁を工場GL約-28mまで貫入させ、遮水を行う。
- ・山留壁の詳細な根入れ深さは、地盤調査の結果を考慮の上決定する。
- ・山留壁を支える支保工は、地盤アンカー工法を基本とし、部分的に鋼製支持工等を併用することで支持する。

(2) 工事の完了後

- ・計画地内の緑化は、条例の基準を遵守し、設置基準以上を確保することに努める。
- ・世田谷区と協議の上、「雨水流出抑制施設設置に関する指導要綱」に定める雨水流出抑制対策として、雨水貯留槽を設ける。

6.6.1.2 予測に反映しなかった措置

(1) 工事の施行中

- ・掘削工事に先立ち観測井を設置し、工事の施行中における主要帯水層の地下水位の変動を把握するとともに、掘削工事着手前より定期的に観測井による地下水位の観測を行うことで、異常があった場合には適切に対処する。
- ・盤ぶくれ等が生じるおそれがある場合には、事業者が所有する他の清掃工場の建替工事事例も考慮しディープウェル等を行うが、必要に応じてリチャージウェル等を設置して、周辺地下水の水位及び流況への影響を防止する。
- ・必要に応じて追加調査を実施し、結果に応じて山留壁の根入れを更に深くする等、周辺への影響を最小限に留める対策を講じる。

(2) 工事の完了後

- ・計画建築物の地下く体工事完了後から地下水の状況が安定するまでの期間で、観測井を設置し地下水位の測定を行う。
- ・雨水流出抑制施設である雨水貯留槽、緑地の適切な管理及び機能維持に努める。

6.6.2 評価の結果

6.6.2.1 工事の施行中

(1) 掘削工事及びそれに伴う山留壁の設置による地下水の水位、流況の変化の程度

本事業では、掘削工事に先立ち山留壁を構築する。掘削深度の深い区域（GL約-25m）は、遮水性の高い山留壁（SMW）により掘削区域を囲み、かつ、その先端をGL約-28mまで根入れする。山留壁の詳細な根入れ深さは、地盤調査の結果を考慮の上決定することや、各帯水層からの湧水の抑制及び下側から回り込む地下水の流入を防止することから、計画地周辺の地下水位を著しく低下させることはなく、流況が大きく変化することはないと考える。

また、掘削工事着手前より観測井による地下水位の観測を行うことで地下水位及び流況の変位を把握し、異常があった場合には適切に対処する等の対策も講じることで周辺への影響を最小限に留めるよう努める。

したがって、掘削工事及び山留壁の設置が計画地周辺の地下水の水位及び流況に及ぼす影響は小さく、評価の指標を満足すると考える。

6.6.2.2 工事の完了後

(1) 地下構造物の存在による地下水の水位及び流況の変化の程度

工事の完了後における地下水の水位及び流況については、地下構造物の規模が地下水面の広がりからみると小さく局所的であり、地下水は構造物の周囲を迂回して流れると考えられる。

また、計画建築物の地下く体工事完了後から地下水の状況が安定するまでの期間で、観測井を設置し地下水位の測定を行う。

したがって、地下構造物の存在が計画地周辺の地下水の水位及び流況に及ぼす影響は小さく、評価の指標を満足すると考える。

(2) 地表構造物の存在等に伴う雨水の地表面流出量の変化の程度

本事業では、条例等に基づく必要な緑地面積以上を確保することで、現況からの地表面流出量が $0.00\text{m}^3/\text{s}$ と変化はなかった。なお、雨水流出抑制施設は、「雨水流出抑制施設設置に関する指導要綱」に定める雨水流出抑制量以上の必要対策量を確保した雨水貯留槽を設置する計画である。

また、施設の運営にあたり、機能維持及び雨水流出抑制施設等の雨水貯留槽や緑地の適切な管理に努める。

したがって、雨水の地表面流出量の変化は小さく、評価の指標を満足すると考える。

6.7 日影

6.7.1 環境保全のための措置

6.7.1.1 予測に反映した措置

工事の完了後において、以下に示す環境保全のための措置を行う。

- ・煙突は既存煙突と同じ高さとするにより、計画地周辺の日影の状況に配慮する。
- ・工場棟をできる限り敷地の南側に配置することで、北側の住宅等への日影の状況に配慮する。

6.7.2 評価の結果

6.7.2.1 冬至日における日影の範囲及び日影となる時刻、時間数等の日影の状況の変化の程度

計画地に隣接する地域は、「建築基準法」、「東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例」に基づく日影の規制対象区域である。

なお、上記の各規制を受ける施設は建築物であり、独立基礎を有する煙突は規制の対象外となる。

計画建築物（煙突を含まない）による日影時間は、計画地の西側及び東側の規制対象区域において2時間発生するが、各規制対象区域の規制時間内である。計画建築物（煙突を含む）による日影時間は、計画地の西側の規制対象区域において3時間発生し、東側の規制対象区域において2時間発生するが、各規制対象区域の規制時間内である。また、煙突の高さは既存と同じ（約100m）で、位置はおおむね変わりなく、日影の範囲は現況と比べおおむね変わらない。

したがって、冬至日における日影の状況の変化の程度は小さく、評価の指標を満足すると考える。

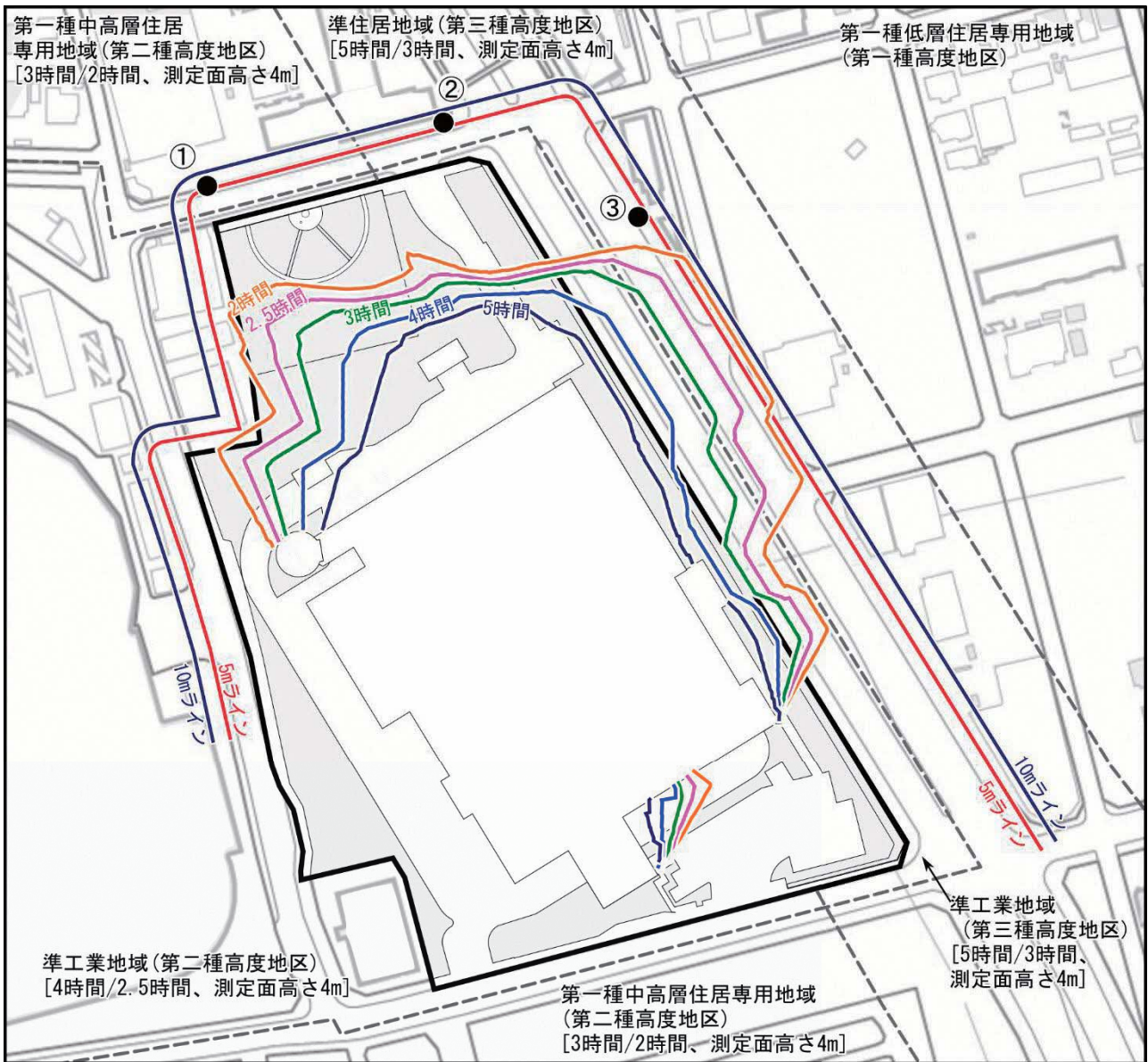
6.7.2.2 日影が生じることによる影響に特に配慮すべき施設等における日影となる時刻、時間数等の日影の状況の変化の程度

計画地周辺の特に配慮すべき施設等として、計画地周辺の住宅は、計画地の北～東側にかけて高層の住宅がある。

工事の完了後における日影時間の変化は以下のとおりである。

冬至日の計画建築物による日影時間は地点①で約30分、地点②で約10分、地点③で約30分の増加にとどまる。

したがって、計画建築物等による特に配慮すべき施設等への日影の影響は実行可能な範囲でできる限り抑えられると考える。



- ・ 予測地点 日影時間 内訳
 - 地点① [0:20] (8:00~8:20)
 - 地点② [0:00] (-)
 - 地点③ [0:14] (13:37~13:51)

- ・ 5mライン、10mライン設定方法
 - 北側、西側：道路中心から5mを5mライン、道路中心から10mを10mライン
 - 北西側：敷地境界から5mを5mライン、敷地境界から10mを10mライン
 - 東側：道路の反対側の敷地境界を5mライン、5mラインから5mを10mライン

凡例

- : 計画地
- : 予測地点
- (dark blue) : 5時間以上日影範囲
- (blue) : 4時間以上日影範囲
- (green) : 3時間以上日影範囲
- (pink) : 2.5時間以上日影範囲
- (orange) : 2時間以上日影範囲

地域	高度地区	規制される範囲		測定面高さ
		5mライン	10mライン	
第一種中高層住居専用地域	第二種	3時間	2時間	4.0m
準住居地域	第三種	5時間	3時間	
準工業地域	第二種	4時間	2.5時間	
	第三種	5時間	3時間	

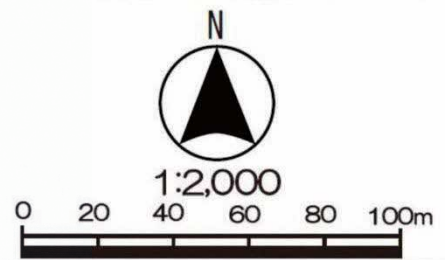


図 6.7-1 計画建築物による等時間日影図

6.8 電波障害

6.8.1 環境保全のための措置

6.8.1.1 予測に反映しなかった措置

(1) 工事の施行中

- ・工事の施行中にテレビ電波障害が生じ、本事業に起因する障害であると明らかになった場合には、地域の状況を考慮して、CATVの活用、共同受信施設の設置、アンテナ設備の改善等、速やかに適切な措置を講じる。
- ・クレーンについては、未使用時はブームを電波到来方向と平行に向ける等、極力障害が生じないように配慮する。

(2) 工事の完了後

- ・予測地域外において、本事業による電波障害が明らかになった場合は、原因調査を行った後、必要に応じて適切な対策を講じる。

6.8.2 評価の結果

工事の完了後において計画建築物等により、地上デジタル波については、東京局（関東広域）は最大で計画地の南西側約320m・幅約150mの範囲でテレビ電波の遮蔽障害が発生する可能性がある。予測範囲内に市場の一部や公園、道路はあるが、影響が生じる住宅等はない。

衛星放送については、BS・CS放送（110° CS）は最大で計画地の東側約30m・幅約135mの範囲、JCSAT-4Bは最大で計画地の東側約15m・幅約135mの範囲、JCSAT-3Aは計画地の東側約10m・幅約80mの範囲でテレビ電波の遮蔽障害が発生する可能性がある。予測範囲内に道路はあるが、影響が生じる住宅等はない。

電波障害要確認範囲も含めた範囲の中においても、市場の一部や公園、道路は影響範囲にあるが、影響が生じる住宅等はない。

なお、計画建築物等に起因する電波障害が発生した場合には、障害状況に応じた適切な対策を講じることにより電波障害は解消され则认为する。

したがって、本事業に係る電波障害は評価の指標とした「施設の建替えに伴う電波障害を起こさないこと」を満足すると評価する。

6.9 景観

6.9.1 環境保全のための措置

6.9.1.1 予測に反映した措置

工事の完了後において、以下に示す環境保全のための措置を行う。

- ・ 工事の完了後の煙突高さは既存煙突と同じ高さとする。
- ・ 計画建築物の色彩や形状を世田谷区風景づくり条例に定める風景づくりの基準に基づいた外観意匠とすることで、周辺環境と調和したデザインとする。煙突のデザインは、区民公募のコンペにより決定された既存煙突の形状および色彩デザインを継承する。
- ・ 計画建築物周辺に植栽する等、緑化を図る。

6.9.2 評価の結果

(1) 主要な景観構成要素の改変の程度及びその改変による地域景観の特性の変化の程度

計画地周辺は、全体的に低層及び中層建築物である住宅等が多い地域である。さらに計画地の東側には東京都道311号環状八号線が通過しており、南側には砧公園が存在する。

本事業は、既存建築物等を建て替えるものであり、工事の完了後の計画建築物の最高高さは6m高くなるが、煙突については既存と同じ高さ約100mとする計画である。また、周辺環境に調和した色合いにし、計画建築物等の視認性を和らげ景観の質を高めることで、みどり豊かな住宅地に溶け込むような「世田谷らしい景観」にふさわしい景観構成要素になると考える。

既存の煙突については、区民公募のコンペによりデザインされたものであり、「風景づくり計画」（平成27年4月、世田谷区）において、地域の新たな風景づくりに資する建築物・建造物として紹介され、そのデザインを継承する計画である。区民のアイデアが地域の新たな風景に活かされることで、区民の風景に対する愛着を高めることにつながると評価されている。

したがって、評価の指標を満足すると考える。

(2) 代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度

近景域については、計画建物及び煙突が大きく視認されるが、色彩や形状を世田谷区風景づくり条例に定める風景づくりの基準に基づいた外観意匠とすることで、周囲の街並みと調和のとれた景観を創出でき、眺望に大きな変化を及ぼさないものと予測する。

中景域についても、煙突が確認できるものの、既存の煙突については、区民公募のコンペによりデザインされたものであり、「風景づくり計画」（平成27年4月、世田谷区）において、地域の新たな風景づくりに資する建築物・建造物として紹介されていることから、そのデザインを継承する計画である。また、区民のアイデアが地域の新たな風景に活かされることで、区民の風景に対する愛着を高めることにつながると評価されている。

以上のことから眺望に大きな変化を及ぼさないものと予測する。

工事の完了後の計画建築物の最高高さは6 m高くなるが、煙突の高さは既存のものと同じであるため、基本的な景観構成要素の変化はなく、色彩や形状に当たっては世田谷区風景づくり条例に定める風景づくりの基準に基づいた外観意匠とすることで、周囲の街並みと調和のとれた景観を創出でき、眺望に大きな変化を及ぼさないと考える。

したがって、評価の指標を満足すると考える。

(3) 圧迫感の変化の程度

工事の完了後の計画建築物の最高高さは6 m高くなるが、計画地近傍における形態率の変化は約0.3ポイントから約1.7ポイントの範囲に留まる。

また、工場棟の色彩や形状に当たっては、世田谷区風景づくり条例に定める風景づくりの基準に基づいた外観意匠とする。さらに、工場棟周囲には高木等を配置することで、評価の指標である「圧迫感の軽減を図ること」を満足すると考える。



眺望の状況：手前に街路樹があり、その奥に既存施設及び煙突が視認できる。

図 6.9-1(1) 地点① 計画地北東角交差点からの景観(現況)



眺望の状況：手前に街路樹があり、その奥に既存施設及び煙突が視認できる。将来は計画建物が大きく視認されるが、6車線道路や広い歩道に面しており、圧迫感是一定にとどまる。くわえて、色彩や形状を世田谷区風景づくり条例に定める風景づくりの基準に基づいた外観意匠とすることで、周囲の街並みと調和のとれた景観を創出できると考える。

図 6.9-1(2) 地点① 計画地北東角交差点からの景観(将来)

6.10 廃棄物

6.10.1 環境保全のための措置

6.10.1.1 予測に反映した措置

(1) 工事の施行中

工事の施行中における環境保全のための措置は、表6.10-1に示すとおりである。工事の施行中には、できるだけ廃棄物の発生が抑えられるような工事計画とし、分別の徹底と再利用等を行う。発生した建設廃棄物は、再資源化を図るとともに、可能な限り計画地内での利用を進める。

なお、アスベストについては、法令等に基づき適切に処理・処分する。

表 6.10-1 環境保全のための措置（工事の施行中）

項目	環境保全のための措置の内容
廃棄物の排出抑制	<ul style="list-style-type: none">・設計から施行までの各段階でプレハブ化、ユニット化を行うことや省梱包化を行い、残材・廃材の発生を抑制する。・型枠材の徹底した転用を行うこと並びに PCa 版の利用により、建設木くずの発生を抑制する。
廃棄物の有効利用	<ul style="list-style-type: none">・コンクリート塊は、再生骨材等として利用する。・その他がれき類（アスファルトコンクリート塊等）は再資源化を図る。・金属くずは、有価物として売却し、再資源化を図る。・廃プラスチック類は、マテリアルリサイクルが困難なものについては発電燃料としてサーマルリサイクルする。
建設発生土の有効利用	<ul style="list-style-type: none">・建設発生土については一部を埋戻しに用い、残りは「東京都建設発生土再利用センター」等の受入基準に適合していることを確認の上、搬出する。ただし、受入基準に適合していない場合には、関係法令の規定に基づき適切に処理・処分する。
廃棄物の適正処理	<ul style="list-style-type: none">・上記の有効利用措置を適用しても、やむを得ず発生する場合には、法令等に従い適切に処理する。・解体工事前までに施設の稼働中に確認できない箇所についてもアスベストの調査を行い、アスベストの使用の有無を確認する。その上で、解体・除去等については、法令等に基づき適切に処理・処分する。
特別管理産業廃棄物の適正処理	<ul style="list-style-type: none">・特別管理産業廃棄物が確認された場合は、その種類、量、撤去方法及び処理処分方法を明らかにし、事後調査報告書にて報告する。

(2) 工事の完了後

施設の稼働時における環境保全のための措置は、表6.10-2に示すとおりである。

表 6.10-2 環境保全のための措置（工事の完了後）

項目	環境保全のための措置の内容
廃棄物の適正処理	<ul style="list-style-type: none">・飛灰は重金属類の溶出防止のため薬剤処理による安定化を行い、飛灰処理汚泥とする。主灰、飛灰処理汚泥及び脱水汚泥は、中央防波堤外側埋立処分場及び新海面処分場へ搬出し、埋立処分する。主灰については、徐冷スラグ化及び焼成砂化等による資源化を図り、埋立処分量の削減に努める。・今後、セメント原料化以外の方法での焼却灰（主灰及び飛灰）の資源化について推進し、埋立処分量の更なる削減に努めていく。・主灰、飛灰処理汚泥及び脱水汚泥について、定期的にダイオキシン類等の測定を実施し、埋立基準等に適合していることを確認する。

6.10.1.2 予測に反映しなかった措置

再資源化等の再利用のできない廃棄物については、適切に処分することとし、マニフェストにより適正に処理・処分されたことを確認するほか、特別管理産業廃棄物が確認された場合は関係法令に基づいて適正に処理・処分する。

6.10.2 評価の結果

6.10.2.1 工事の施行中

(1) 廃棄物の排出量、再資源化量及び処理・処分方法

既存施設の解体及び撤去並びに計画施設の建設に伴い発生する建設廃棄物は、計画段階から発生抑制に努めることで約9.5万tと予測される。あわせて、分別を徹底し、可能な限り再資源化を図ることにより、「東京都建設リサイクル推進計画」の再資源化率等の目標値を満足する。

また、再資源化できない廃棄物については、産業廃棄物としてマニフェストにより適正に処理・処分されたことを確認するほか、特別管理産業廃棄物が確認された場合は関係法令に基づいて適正に処理・処分する。

したがって、廃棄物の排出量、再資源化量及び処理・処分方法は関係法令等に定める事業者の責務を遵守できるものであり、妥当であると考ええる。

(2) 建設発生土の排出量、再利用量及び処理・処分方法

計画施設の建設に伴い発生する建設発生土は約2.9万 m^3 であるが、埋戻さなかった建設発生土は、「東京都建設発生土再利用センター」等の受入基準に適合していることを確認の上、搬出する。ただし、受入基準に適合していない場合には、関係法令の規定に基づき適切に処理・処分する。

したがって、建設発生土の排出量、再利用量及び処理・処分方法は関係法令等に定める事業者の責務を遵守できるものであり、妥当であると考ええる。

6.10.2.2 工事の完了後

(1) 廃棄物の排出量、再資源化量及び処理・処分方法

施設の稼働に伴い排出する主灰、飛灰処理汚泥及び脱水汚泥の量は約2.0万t/年である。

飛灰は重金属類の溶出防止のため薬剤処理による安定化を行い、飛灰処理汚泥とする。主灰、飛灰処理汚泥及び脱水汚泥は、中央防波堤外側埋立処分場及び新海面処分場へ搬出し、埋立処分する。埋立処分するに当たっては、埋立基準等に適合していることを確認するため、ダイオキシン類等の測定を実施する。

なお、主灰については、セメント原料化による資源化を図り、埋立処分量の削減に努める。

今後、セメント原料化以外の方法での焼却灰(主灰及び飛灰)の資源化について推進し、埋立処分量の更なる削減に努める。

したがって、本事業の工事の完了後において、廃棄物の排出量、再資源化量及び処理・処分方法は関係法令等に定める事業者の責務を遵守できるものであり、妥当であると考ええる。

6.11 温室効果ガス

6.11.1 環境保全のための措置

工事の完了後において、以下に示す環境保全のための措置を行う。

6.11.1.1 予測に反映した措置

- ・ごみ焼却により発生する熱を利用して発電を行う。
- ・ごみ焼却により発生する熱を廃熱ボイラで回収し、近隣の公共施設へ熱供給する。
- ・太陽光発電により再生可能エネルギーを活用して二酸化炭素排出量の削減を図る。

6.11.1.2 予測に反映しなかった措置

- ・LED照明導入によりエネルギー使用量を削減するとともに、室内への自然光利用等により再生可能エネルギーを直接活用して二酸化炭素排出量の削減を図る。
- ・ボイラ等燃焼機器を使用する場合には、省エネルギーと併せて排出ガスの少ないシステムとする。
- ・東京都環境確保条例に定める建築物環境計画書制度に従い、工場及び管理諸室には、断熱性に優れた材料を使用し、空調負荷の低減等による建物の省エネルギー化を図る。
- ・高効率モーターなど省エネルギー機器を積極的に導入する。

6.11.2 評価の結果

計画施設では、電力、都市ガスの使用及びごみの焼却によって、約20.3万t-CO₂/年の温室効果ガスを排出すると予測するが、発電及び余熱利用によって約5.6万t-CO₂/年の温室効果ガスの削減が見込まれ、削減量を見込んだ温室効果ガスの総排出量は、約14.6万t-CO₂/年と予測する。

本事業では、エネルギーの有効利用として、ごみ発電及び場外公共施設への熱供給を実施するとともに、太陽光等の再生可能エネルギーを積極的に活用する。また、高効率モーター及びLED照明の導入によりエネルギー使用量を削減する。

したがって、事業の実施に伴う温室効果ガスの排出量は可能な限り削減でき、本事業は、評価の指針を満足すると考える。

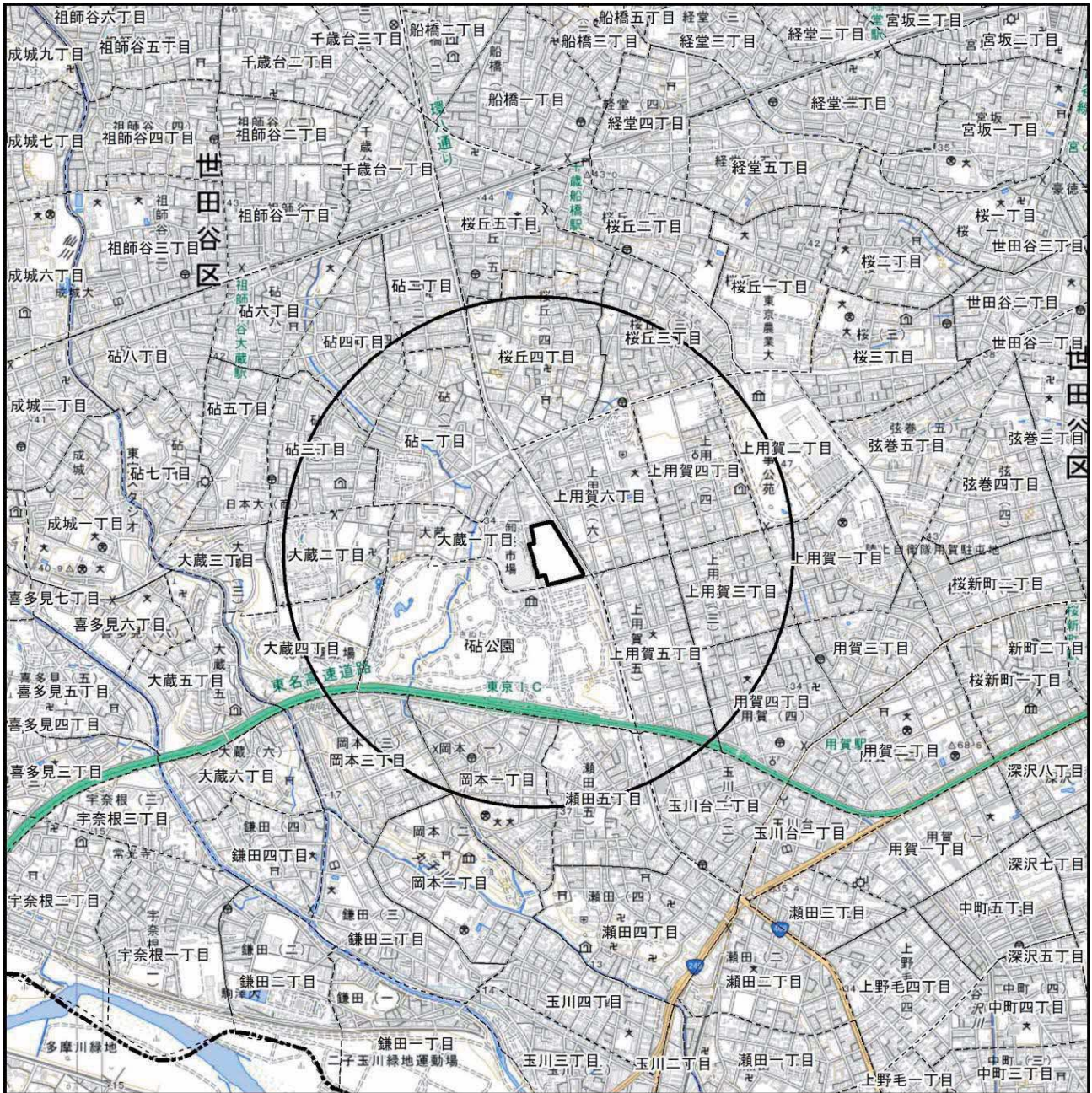
7 対象事業の実施が環境に影響を及ぼすおそれのある地域を管轄する特別区又は市町村の名称及びその地域の町名

本事業の実施による大気汚染、悪臭、騒音・振動、土壌汚染、地盤、水循環、日影、電波障害、景観、廃棄物及び温室効果ガスが環境に影響を及ぼすおそれのある地域は、図7-1に示す範囲とし、環境に影響を及ぼすおそれのある範囲が最も広くなる大気汚染推定範囲（半径1.0km）とした。

当該地域を管轄する特別区及び市町村の名称及び地域の町名は、表7-1に示すとおりである。

表 7-1 当該地域を管轄する特別区及び市町村の名称及び町名

特別区及び市町村の名称	町名
東京都世田谷区	桜丘三丁目の一部、桜丘四丁目の一部、上用賀一丁目の一部、上用賀二丁目の一部、上用賀三丁目の一部、上用賀四丁目、上用賀五丁目の一部、上用賀六丁目、上用賀四丁目の一部、玉川台二丁目の一部、瀬田五丁目の一部、岡本一丁目の一部、岡本三丁目の一部、大蔵一丁目、大蔵二丁目の一部、大蔵四丁目の一部、砧一丁目、砧二丁目の一部、砧三丁目の一部、砧四丁目の一部、砧公園



凡例

- : 計画地
- : 都県界
- : 町丁界
- : 環境に影響を及ぼすと予想される地域 (半径1km)



1:25,000



図 7-1 環境に影響を及ぼすおそれのある地域

8 調査計画書の修正の経過及びその内容

8.1 調査計画書審査意見書に記載された知事の意見

調査計画書審査意見書に記載された知事の意見は、以下に示すとおりである。

〈知事からの意見〉

第2 意見

環境影響評価の項目及び調査等の手法を選定するに当たっては、条例第47条第1項の規定に基づき、調査計画書に係る周知地域区長の意見を勘案するとともに、次に指摘する事項について留意すること。

【大気汚染、騒音・振動 共通】

ごみ収集車両等の走行による影響については、施設規模の増加に伴いごみ収集車両台数の増加も見込まれることから、ごみ収集地域、収集量等処理計画を詳細に検討し、関連車両台数の設定及び主要走行経路における予測・評価を行うこと。

【悪臭】

施設の稼働に伴う悪臭の予測にあたっては、本事業による悪臭防止対策を基に類似事例等を参照する方法によるとしていることから、参照する事例等の本事業との類似性を明らかにした上で予測・評価すること。

【騒音・振動】

本事業では、施設規模及びごみ処理方法の大きな変更が計画され、設備機器の能力、配置等が既存施設と異なることが想定されることから、予測条件の設定においては設備計画等を詳細に検討し、施設の稼働に伴う騒音・振動の予測・評価を行うこと。

【廃棄物】

施設の稼働に伴う廃棄物の予測では、発生する廃棄物の種類、量、処理方法等を検討し、類似事例に基づき予測するとしているが、本事業では、施設規模及びごみ処理方法が既存施設と大きく異なる計画であることから、予測に用いる事例の本事業との類似性を明らかにしたうえで予測・評価すること。

【温室効果ガス】

本事業では、施設規模、ごみ処理方式が既存施設と異なる計画であることから、施設の稼働に伴うエネルギー使用量、ごみ焼却量について計画内容に合わせた設定根拠を示し、温室効果ガス排出量を予測すること。また、廃熱利用による発電では、設定した発電量のエネルギー収支を明らかにした上で温室効果ガス削減量を予測し、その妥当性を評価すること。

第3 その他

調査等の手法について、事業計画の具体化に伴い変更等が生じた場合には、環境影響評価書案において対応すること。

8.2 調査計画書に対する都民の意見書及び周知地域区長の意見の概要

調査計画書について、都民からの意見書が0件、周知地域区長（世田谷区区長）からの意見書が1件提出された。周知地域区長からの意見の概要は以下のとおりである。

〈周知地域区長（世田谷区長）からの意見〉

1 全般的事項

- ・ 現在の世田谷工場は、平成20年に竣工された「流動床式ガス化溶融炉」である。当時は、最先端技術ともいわれたが、たびたび有害物質であるダイオキシンの濃度が上昇し、作業環境が悪化したことから平成26年から平成27年にかけて計11回の運転中止と点検、修理を繰り返してきた。区としては、構造的欠陥があるものとして早期に建替を要望してきたところであり、今回のアセスメントの実施にあたっては、この経過を十分に留意されたい。すなわち、既存工場の解体にあたり、有害物質の飛散等が起こらないように細心の注意をはらわれたい。
- ・ 地域のまちづくりや周辺環境に調和するよう配慮するとともに、工事期間中及び供用後における環境保全対策が万全となるよう環境への影響について適切な予測・評価を実施されたい。
- ・ 地域特性に関する情報の把握にあたっては、過去の状況の推移及び将来の状況を十分に把握するよう留意されたい。

2 項目に関する事項

大気汚染

- ・ 工事が長期間に渡るため、建設機械・工事車両による二酸化窒素及び浮遊粒子状物質等の影響による大気汚染について、必要な防止対策を講じられるよう可能な限り調査地域を明確にしたうえで、適切な予測・調査を実施されたい。
- ・ 施設の稼働の影響による大気汚染について、必要な防止対策を講じられるよう可能な限り調査地域を明確にしたうえで、適切な予測・調査を実施されたい。

悪臭

- ・ 施設の稼働の影響による悪臭について、必要な対策が講じられるよう可能な限り調査地域を明確にしたうえで、適切な予測・調査を実施されたい。

騒音・振動

- ・ 工事の施工中にあたっては、建設機械の稼働及び工事車両の走行の影響による騒音及び振動について、必要な対策が講じられるよう可能な限り調査地域を明確にしたうえで、適切な予測・調査を実施されたい。
- ・ 施設の稼働及びごみ収集車両等の影響による騒音及び振動について、必要な対策が講じられるよう可能な限り調査地域を明確にしたうえで、適切な予測・調査を実施されたい。

土壌汚染

- ・ 汚染土壌が存在する可能性があるため、可能な限り調査地域を明確にしたうえで、適切な予測・調査を実施されたい。

地盤

- ・ 掘削工事及びそれに伴う山留壁の設置による地盤の影響について、必要な対策が講じられるよう可能な限り調査地域を明確にしたうえで、適切な予測・調査を実施されたい。
- ・ 地下構造物の存在による地盤への影響も予想されることから、評価項目として加え、必要な対策が講じられるよう可能な限り調査地域を明確にしたうえで、適切な予測・評価を実施されたい。

水循環

- ・ 掘削工事及び地下構造物の存在による地下水の水位、流況、湧水への影響について、必要な対策が講じられるよう可能な限り調査地域を明確にしたうえで、適切な予測・調査を実施されたい。

日影

- ・ 計画建築物により生じる日照障害について、必要な対策が講じられるよう可能な限り調査地域を明確にしたうえで、適切な予測・調査を実施されたい。

電波障害

- ・ 計画建築物及び施設の稼働により生じる電波障害について、必要な対策が講じられるよう可能な限り調査地域を明確にしたうえで、適切な予測・調査を実施されたい。
- ・ 建設機械の稼働による電波障害への影響も予想されるため、必要な対策が講じられるよう可能な限り調査地域を明確にしたうえで、適切な予測・調査を実施されたい。

景観

- ・ 地上構造物の景観への影響について、必要な対策が講じられるよう可能な限り調査地域を明確にしたうえで、適切な予測・調査を実施されたい。

廃棄物

- ・ 既存建築物等の解体・撤去の際は、事故履歴等を調査し、汚染の恐れがある範囲については特に適切に廃棄し、計画建築物の建設により発生する廃棄物及び建設発生土の影響について、必要な対策が講じられるよう可能な限り調査地域を明確にしたうえで、適切な予測・調査を実施されたい。

温室効果ガス

- ・ 施設の稼働に伴う温室効果ガスの排出による影響について、必要な対策が講じられるよう適切な予測・調査を実施されたい。

3 その他

- 環境影響評価の手続きを進めるにあたっては、関係する情報を適時・適切に地域住民へ情報提供するとともに、丁寧な説明に努め、十分な理解が得られるよう配慮されたい。
- 喫緊の課題である地球温暖化防止対策について、工事期間中及び供用後における温室効果ガスの発生を低減するため、機材・工法及び施設・設備の資材等の選定にあたっては十分留意されたい。

9 その他

9.1 対象事業に必要な主な許認可等及び根拠法令

許 認 可 等	根 拠 法 令
一般廃棄物処理施設の届出	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3
危険物貯蔵所設置許可	消防法第11条
計画通知	建築基準法第18条
工事計画届出	電気事業法第48条
工場設置認可	都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第81条
特定施設設置届出	ダイオキシン類対策特別措置法第12条 騒音規制法第6条 振動規制法第6条 水質汚濁防止法第5条 下水道法第12条の3
ばい煙発生施設の設置届出	大気汚染防止法第6条
水銀排出施設の設置届出	大気汚染防止法第18条の28

9.2 調査等を実施した者並びにその委託を受けた者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

評価書案の作成者	名 称 : 東京二十三区清掃一部事務組合 代表者 : 管理者 吉住 健一 所在地 : 東京都千代田区飯田橋三丁目5番1号
業務受託者	名 称 : 国際航業株式会社 代表者 : 代表取締役 土方 聡 所在地 : 東京都新宿区北新宿二丁目21番1号 新宿フロントタワー

9.3 評価書案を作成するにあたって参考とした資料の目録

- ・「廃棄物焼却施設関連作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」
(平成26年1月、厚生労働省労働基準局長通達)
- ・「廃棄物焼却施設の廃止又は解体に伴うダイオキシン類による汚染防止対策要綱」
(令和3年2月、東京都環境局)
- ・「住民基本台帳による東京都の世帯と人口」(令和4年1月、東京都総務局ホームページ)
- ・「人口の動き(令和3年中)」(東京都総務局ホームページ)
- ・「町丁目別人口 令和4年1月1日現在」(令和4年4月、世田谷区ホームページ)
- ・「平成26年経済センサス 基礎調査」(総務省統計局ホームページ)
- ・「令和3年度道路交通センサス」(一般社団法人交通工学研究会)
- ・「平成27年度道路交通センサス」(一般社団法人交通工学研究会)
- ・「平成27年度道路交通センサス一般交通量調査結果」(東京都建設局ホームページ)
- ・「平成22年度道路交通センサス一般交通量調査結果」(東京都建設局ホームページ)
- ・「平成17年度道路交通センサス一般交通量調査結果」
(国土交通省関東地方整備局ホームページ)
- ・「令和3年度全国道路・街路交通情勢調査一般交通量調査」(国土交通省ホームページ)
- ・「1日平均駅別乗降人員」(小田急電鉄ホームページ)
- ・「各駅1日平均乗降人員」(小田急交通広告ホームページ)
- ・「経堂駅、千歳船橋駅、祖師ヶ谷大蔵駅(小田急線)の乗降客数の統計」
(統計情報リサーチホームページ)
- ・「2016、2017、2018、2019、2020年度乗降人員」(東急電鉄ホームページ)
- ・「特別区の統計」(令和3年3月、特別区協議会ホームページ)
- ・「世田谷の土地利用2016」(世田谷区ホームページ)
- ・「せたがや iMap『R03 建物高さランク図』(世田谷区電子地図情報配信サービス)」
(世田谷区ホームページ)
- ・「世田谷区都市計画図1」(令和5年4月、世田谷区都市整備政策部 都市計画課)
- ・「学校基本調査報告 令和4年度」(東京都総務局ホームページ)
- ・「文部科学省関係機関リンク集 教育」(文部科学省ホームページ)
- ・「社会福祉施設等一覧」(令和5年5月1日現在、東京都福祉保健局ホームページ)
- ・「医療機関届出情報」(令和5年7月1日現在、医療介護情報局ホームページ)
- ・「都内公立図書館一覧」(東京都立図書館ホームページ)
- ・「東京都認証保育所一覧」(令和5年11月21日現在、東京都福祉保健局ホームページ)
- ・「幼保連携型認定こども園 施設一覧」
(令和5年4月1日現在、東京都福祉保健局ホームページ)
- ・「高齢者施設一覧」(令和5年11月1日現在、東京都福祉保健局ホームページ)
- ・「世田谷の美術館・博物館・ギャラリー一覧」(世田谷ガイドホームページ)
- ・「公園・緑地」(世田谷区ホームページ)
- ・「公園調書」(東京都ホームページ)
- ・「世田谷区ウォーキングマップ」(世田谷区ホームページ)

- ・「関東の一級河川」（国土交通省ホームページ）
- ・「多摩川水系河川整備基本方針 流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する資料」
（令和 5 年 3 月、国土交通省 水管理・国土保全局）
- ・「多摩川水系野川流域河川整備計画」（平成 29 年 7 月、東京都）
- ・「多摩川水系谷沢川及び丸子川流域河川整備計画」（平成 29 年 7 月、東京都）
- ・「雨水流出抑制施設設置に関する指導要綱」（平成 22 年 7 月、東京都世田谷区）
- ・「漁業権設定状況」（平成 5 年 12 月現在、東京都産業労働局ホームページ）
- ・「河川整備基本方針 多摩川水系」（国土交通省ホームページ）
- ・「東京都下水道局事業概要(令和 3 年版)」（東京都下水道局ホームページ）
- ・「地域気象観測所一覧」（令和 4 年 3 月 16 日現在、気象庁ホームページ）
- ・「過去の気象データ・ダウンロード」（気象庁ホームページ）
- ・「大気汚染測定結果ダウンロード」（東京都環境局ホームページ）
- ・「有害大気汚染物質のモニタリング調査」（東京都環境局ホームページ）
- ・「神奈川県大気汚染常時監視測定結果」（神奈川県ホームページ）
- ・「未来の東京」戦略 version up 2023（令和 5 年 1 月、東京都）
- ・「都市づくりのグランドデザインー東京の未来を創ろうー」（平成 29 年 9 月、東京都）
- ・「東京の都市づくりビジョン（改定）」（平成 21 年 7 月、東京都）
- ・「東京都環境基本計画」（令和 4 年 9 月、東京都）
- ・「ゼロエミッション東京戦略 2020 Update & Report」（令和 3 年 3 月、東京都）
- ・「ヒートアイランド対策ガイドライン」（平成 17 年 7 月、東京都）
- ・「ヒートアイランド対策取組方針」（平成 15 年 3 月、東京都）
- ・「東京都資源循環・廃棄物処理計画」（令和 3 年 9 月、東京都）
- ・「東京都建設リサイクル推進計画」（令和 4 年 4 月、東京都）
- ・「東京都建設リサイクルガイドライン」（令和 5 年 4 月、東京都）
- ・「東京地域公害防止計画」（平成 24 年 3 月、東京都）
- ・「東京都自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画」
（平成 25 年 7 月、東京都）
- ・「東京が新たに進めるみどりの取組」（令和元年 5 月、東京都）
- ・「緑施策の新展開～生物多様性の保全に向けた基本戦略～」（平成 24 年 5 月、東京都）
- ・「在来種選定ガイドライン」（平成 26 年 5 月、東京都）
- ・「東京都景観計画-美しく風格のある東京の再生-」（平成 30 年 8 月改定、東京都）
- ・「世田谷区基本構想」（平成 25 年 9 月議会議決、世田谷区）
- ・「世田谷区基本計画（平成 26 年度（2014 年度）～令和 5 年度（2023 年度）」
（平成 26 年 3 月、世田谷区）
- ・「世田谷区環境基本計画（後期）」（令和 2 年 3 月、世田谷区）
- ・「世田谷区みどりの基本計画 2018 年度～2027 年度」（平成 30 年 3 月、世田谷区）
- ・「世田谷区地球温暖化対策地域推進計画」（令和 5 年 3 月策定、世田谷区）
- ・「世田谷区都市整備基本方針 第一部 都市整備の基本方針」（平成 26 年 4 月、世田谷区）
- ・「世田谷区都市整備基本方針 第二部 地域整備方針」（平成 27 年 4 月、世田谷区）

- ・「世田谷区一般廃棄物処理基本計画（中間見直し）（2020年度～2024年度）」
(令和2年3月、世田谷区)
- ・「風景づくり計画」（令和4年10月、世田谷区）
- ・「公害苦情統計調査」（令和4年4月、東京都環境局ホームページ）
- ・「有害大気汚染物質のモニタリング調査」（令和3年9月、東京都環境局ホームページ）
- ・「ダイオキシン類調査結果」（東京都環境局ホームページ）
- ・「世田谷区内の大気汚染調査結果」（世田谷区ホームページ）
- ・「大気汚染測定結果ダウンロード」（東京都環境局ホームページ）
- ・「窒素酸化物総量規制マニュアル(新版)」（公害対策研究センター）
- ・「建設機械等損料表 令和5年度版」（一般社団法人日本建設機械施工協会）
- ・「道路環境影響評価の技術手法（平成24年度版）」（国土交通省 国土技術政策総合研究所、
独立行政法人 土木研究所）
- ・「都内自動車排出ガス量等算出調査委託報告書」（平成24年3月、東京都環境局）
- ・「平成27年度都内自動車排出ガス量等算出調査委託報告書」
(平成29年11月、東京都環境局)
- ・「平成27年度 自動車交通騒音調査結果」（令和元年3月、東京都環境局）
- ・「平成29年度 自動車交通騒音・振動調査結果」（令和元年7月、東京都環境局）
- ・「平成30年度 自動車交通騒音・振動調査結果」（令和2年3月、東京都環境局）
- ・「令和元年度 自動車交通騒音・振動調査結果」（令和3年3月、東京都環境局）
- ・「令和2年度 自動車交通騒音・振動調査結果」（令和4年3月、東京都環境局）
- ・「令和3年度 自動車交通騒音・振動調査結果」（令和4年3月、東京都環境局）
- ・「ダイオキシン類に係る土壌調査測定マニュアル」（令和4年3月、環境省）
- ・「土壌汚染の調査及び対策について（平成31年4月1日版）」
(令和5年11月、東京都環境局ホームページ)
- ・「東京都(区部)大深度地下地盤図 東京都地質図集6」（平成8年、東京都土木技術研究所）
- ・「数値地図」（令和5年11月閲覧、国土地理院ホームページ）
- ・「持続可能な地下水の保全と利用に向けて（地下水・地盤沈下検証結果報告書）」
(令和4年7月、東京都環境局)
- ・「水理公式集」（1974年、土木学会）
- ・「気象統計情報」（令和6年1月、気象庁ホームページ）
- ・「自然環境保全基礎調査植生図」（令和5年11月、環境省生物多様性センターホームページ）
- ・「平成30年度 公共用水域水質測定結果」（東京都環境局ホームページ）
- ・「令和元年度 公共用水域水質測定結果」（東京都環境局ホームページ）
- ・「令和2年度 公共用水域水質測定結果」（東京都環境局ホームページ）
- ・「令和3年度 公共用水域水質測定結果」（東京都環境局ホームページ）
- ・「令和4年度 公共用水域水質測定結果」（東京都環境局ホームページ）
- ・「平成30年度 河川水質調査結果」（世田谷区ホームページ）
- ・「平成31年度 河川水質調査結果」（世田谷区ホームページ）
- ・「令和2年度 河川水質調査結果」（世田谷区ホームページ）
- ・「東京の地下水水質調査結果」（東京都環境局ホームページ）

- ・「要措置区域等の指定状況」（東京都環境局ホームページ）
- ・「水準基標測量成果表」（東京都土木技術支援・人材育成センターホームページ）
- ・「令和3年地盤沈下調査報告書」（令和4年7月、東京都土木技術支援・人材育成センター）
- ・「日本の地形レッドデータブック第1集―危機にある地形―」（平成12年12月、古今書院）
- ・「日本の地形レッドデータブック第2集―危機にある地形―」（平成14年3月、古今書院）
- ・「土地分類基本調査（垂直調査）地質断面図」
（国土交通省国土制作局国土情報課ホームページ）
- ・「環境影響評価書―世田谷区清掃工場建替事業―」
（平成14年7月、東京二十三区清掃一部事務組合）
- ・「令和2年地盤沈下調査報告書」（令和3年7月、東京土木技術支援・人材センター）
- ・「東京の湧水マップ 平成30年度調査」（平成31年3月、東京都環境局）
- ・「東京都の代表的な湧水」（環境省ホームページ）
- ・「東京の名湧水57選」（東京都環境局ホームページ）
- ・「令和3年都内の地下水揚水の実態（地下水揚水量調査報告書）」
（令和5年3月、東京都環境局）
- ・「衛星放送の現状〔令和5年度版〕」
（令和5年4月、総務省 情報流通行政局 衛星・地域放送課）
- ・「令和4年度清掃工場等作業年報【資料編】」
（令和5年10月、東京二十三区清掃一部事務組合）
- ・「総量削減義務と排出量取引制度における特定温室効果ガス排出量算定ガイドライン」
（令和5年4月、東京都環境局）
- ・「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル Ver. 4.9」（令和5年4月、環境省・経済産業省）
- ・「総量削減義務と排出量取引制度における特定温室効果ガス排出量算定ガイドライン」（令和5年4月、東京都環境局）
- ・「総量削減義務と排出量取引制度における排出量取引運用ガイドライン」（令和5年4月、東京都環境局）
- ・「環境省版レッドリスト2020」（令和2年3月、環境省）
- ・「東京都の保護上重要な野生生物種（本土部）解説版～レッドデータブック東京2013（区部）」
（平成25年5月、東京都環境局）
- ・「生きものつながる世田谷プラン」（世田谷区ホームページ）
- ・「世田谷区ウォーキングマップ（「歩こう、動こう」の取組み）」（世田谷区ホームページ）
- ・「自然環境保全基礎調査 植生調査 1/25,000 植生図」
（環境省生物多様性センターホームページ）
- ・「東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例」（昭和53年7月、条例第63号）
- ・「世田谷区都市計画図1」（令和4年3月、世田谷区都市整備政策部 都市計画課）
- ・「東京都遺跡地図情報インターネット提供サービス」（東京都教育委員会ホームページ）
- ・「一般廃棄物処理基本計画」（令和3年2月、東京二十三区清掃一部事務組合）
- ・「事業概要 令和3年版」（令和3年7月、東京二十三区清掃一部事務組合）
- ・「清掃事業年報 平成30年度」（令和元年8月、東京二十三区清掃一部事務組合）
- ・「清掃事業年報 令和元年度」（令和2年8月、東京二十三区清掃一部事務組合）

- ・「清掃事業年報 令和2年度」(令和3年8月、東京二十三区清掃一部事務組合)
 - ・「清掃事業年報 令和3年度」(令和4年8月、東京二十三区清掃一部事務組合)
 - ・「清掃事業年報 令和4年度」(令和5年8月、東京二十三区清掃一部事務組合)
 - ・「都における最終エネルギー消費及び温室効果ガス排出量総合調査(2019年度速報値)」
(令和3年6月、東京都環境局)
 - ・「都における最終エネルギー消費及び温室効果ガス排出量総合調査(2018年度実績値)」
(令和3年3月、東京都環境局)
- 以上

本書に掲載した地図は、以下の地図を使用したものである。

1/75,000、1/50,000、1/40,000、1/30,000、1/25,000、1/10,000、1/5,000 : 「電子地形図 25000」
(国土地理院)

空中写真: 「電子国土基本図(オルソ画像)」(国土地理院)

令和6年9月発行

印刷物登録

令和6年度第46号

環境影響評価書案の概要

－世田谷清掃工場建替事業－

編集・発行

東京二十三区清掃一部事務組合 建設部
東京都千代田区飯田橋三丁目5番1号 東京区政会館12階
電話番号 03(6238)0915

印刷

有限会社 多摩総合企画
東京都西多摩郡瑞穂町殿ヶ谷505
電話番号 042(556)4050

再生紙を使用しています。